

及び加入者であつた者（以下「受給権者等」という。）の給付（加入者である受給権者については、当該受給権に係る給付に限る。）の額を減額する場合にあつては、当該受給権に係る給付に限る。第六号に掲げる理由とする。

一 確定給付企業年金を実施する厚生年金適用事業所（以下「実施事業所」という。）において労働協約等が変更され、その変更に基づき給付の設計の見直し（リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金をリスク分担型企業年金に変更すること（次号及び第五号並びに第十二条第一号及び第二号において「リスク分担型企業年金開始変更」という。）、リスク分担型企業年金をリスク分担型企業年金でない確定給付企業年金に変更すること（次号及び第六号並びに第十二条第一号及び第二号において「リスク分担型企業年金終了変更」という。）及び第六号並びに第十二条第一号及び第二号において「リスク分担型企業年金終了変更」という。）及び次に掲げる事由によりリスク分担型企業年金に係る見直しを行うこと（次号において「リスク分担型企業年金統合等変更」という。）を行ふ必要があること。

口 法第七十四条第一項の規定による規約型企業年金（同項に規定する規約型企業年金をいう。以下同じ。）の統合

二 法第七十五条第一項の規定による規約型企業年金の分割

ハ 法第七十八条第一項の規定による実施事業所の増加又は減少

二 法第七十八条の二の規定による実施事業所の減少

ホ 法第七十九条第一項の規定による加入者及び加入者であつた者（以下「加入者等」という。）に係る給付の支給に関する権利義務の移転

ト 法第八十条第一項の規定による加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の承継

リ 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第十七条第一項の規定による資産管理運用機関（法第四条第三号に規定する資産管理運用機関をいう。以下同様）

じ。）への解約手当金に相当する額の引渡し

じ。）への解約手当金に相当する額の引渡し

当していること又は該当する蓋然性が高いこと。

（給付減額の手続）

六 条 令第四条第二号の厚生労働省令で定める手続は、次のとおりとする。ただし、前条第五号又は第六号に掲げる理由により給付の額を減額する場合は、第一号及び第二号イに定める手続を要しない。

二 法第四条第二号に掲げる事項

三 法第四条第三号に掲げる事項

四 法第四条第五号に掲げる事項（労働協約等の変更により法第二十七条の規定による加入者の資格の喪失の時期が変更になる場合その他他の給付の設計の軽微な変更（給付の額を減額する場合及び規約の変更が効力を有する場合ととなる日（第八十五条の三において「規約変更日」という。）前の期間に係る給付の額を増額する場合（当該増額に係る実施事業所の事業主が企業年金を実施している場合に限る。）を除く。）がある場合に限り、第九号に掲げる事項を除く。）

五 法第四条第六号に掲げる事項（同号に掲げる事項以外の事項の変更に伴い同号に掲げる事項の変更に伴い同号第六号に掲げる事項の変更する場合を除く。）並びに第十号に掲げる事項、第四十五条第四項に規定するリスク分担型企業年金掛金額及び第四十六条の二第二項に規定するリスク対応掛金額を変更する場合（同条第三項の規定によりリスク対応掛け金額を減少させる場合又はリスク対応掛け金額の拠出を終了する場合を除く。）を除く。）

六 法第四条第七号に掲げる事項

七 法第七十八条の二の規定による実施事業所の減少に伴う変更に係る事項

八 法第七十九条に規定する移転確定給付企業年金及び承継確定給付企業年金並びに法第八十一条の二に規定する移換元確定給付企業年金及び移換先確定給付企業年金の名称

九 第二十一条第四号に規定する調整率

十 第四十六条第一項に規定する特別掛け金額に係る事項のうち同項第二号及び第三号の規定による毎事業年度の特別掛け金額に係る事項

十一 令第二条第一号から第六号までに掲げる事項

十二 条項の移動等規約に規定する内容の実質的な変更を伴わない事項

十三 法令の改正に伴う変更に係る事項（法第四条第五号に掲げる事項に係るものうち実質的な変更を伴うものを除く。）

十四 法第七条第二項ただし書の厚生労働省令で定める特に軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一 前項第一号に掲げる事項

二 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

三 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

四 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

五 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

六 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

七 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

八 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

九 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

十 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

十一 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

十二 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

十三 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

十四 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

十五 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

十六 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

十七 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

十八 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

十九 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

二十 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

二十一 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

二十二 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

二十三 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

二十四 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

二十五 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

二十六 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

二十七 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

二十八 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

二十九 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

三十 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

三十一 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

三十二 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

三十三 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

三十四 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

三十五 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

三十六 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

三十七 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

三十八 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

三十九 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

四十 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

四十一 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

四十二 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

四十三 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

四十四 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

四十五 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

四十六 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

四十七 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

四十八 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

四十九 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

五十 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

五十一 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

五十二 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

五十三 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

五十四 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

五十五 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

五十六 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

五十七 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

五十八 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

五十九 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

六十 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

六十一 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

六十二 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

六十三 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

六十四 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

六十五 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

六十六 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

六十七 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

六十八 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

六十九 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

七十 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

七十一 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

七十二 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

七十三 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

七十四 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

七十五 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

七十六 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

七十七 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

七十八 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

七十九 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

八十 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

八十一 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

八十二 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

八十三 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

八十四 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

八十五 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

八十六 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

八十七 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

八十八 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

八十九 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

九十 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

九十一 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

九十二 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

九十三 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

九十四 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

九十五 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

九十六 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

九十七 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

九十八 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

九十九 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一百 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一百一 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一百二 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一百三 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一百四 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一百五 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一百六 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一百七 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一百八 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一百九 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一百十 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一百十一 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一百十二 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一百十三 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一百十四 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一百十五 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一百十六 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一百十七 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一百十八 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一百十九 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一百二十 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一百二十一 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一百二十二 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一百二十三 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一百二十四 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一百二十五 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一百二十六 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一百二十七 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一百二十八 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一百二十九 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一百三十 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一百三十一 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一百三十二 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一百三十三 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一百三十四 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一百三十五 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一百三十六 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一百三十七 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一百三十八 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一百三十九 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一百四十 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一百四十一 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一百四十二 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一百四十三 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一百四十四 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一百四十五 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一百四十六 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一百四十七 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一百四十八 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一百四十九 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一百五十 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一百五十一 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一百五十二 上記の軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

二	前項第二号に掲げる事項
三	前項第三号に掲げる事項
四	前項第七号に掲げる事項
五	前項第九号に掲げる事項
六	前項第十二号に掲げる事項
七	前項第十三号に掲げる事項
八	令第二条第五号に掲げる事項 (規約の変更の承認の申請)

八	法第八十二条の二第一項の規定により、積立金の一部を実施事業所の事業主が実施する企業型年金の資産管理機関に移換することを内容とする規約の変更の承認を申請する場合にあつては、同条第二項の同意を得たことを証する書類
九	中小企業退職金共済法第三十一条の三第一項(同条第六項の規定により読み替えて準用する場合を含む。第九十六条の十二において同じ)の規定により、積立金(法第八十三条の規定により当該確定給付企業年金が終了した場合は、法第八十九条第六項に規定する残余財産。第九十六条の十二において同じ)を独立行政法人労働者退職金共済機構に移換することを内容とする規約の変更の承認を申請する場合にあつては、法第八十二条の五第一項に規定する合併等を実施したことを証する書類
十	前各号に掲げるもののほか、承認に当たつて必要な書類
十一	前項の申請は、二以上の事業主が一の確定給付企業年金を実施しようとする場合又は実施している場合にあつては、その一を代表として定め、その代表が行うものとする。

二	加入者となる者の数を示した書類
三	第四条第一項第二号から第六号まで(第四号を除く。)に掲げる書類
四	基金資産運用契約(法第七十条第二項第一号に規定する基金資産運用契約をいう。以下同じ。)に関する書類
五	前各号に掲げるもののほか、認可に当たつて必要な書類

三	第七条第一項第一号に掲げる事項(市町村の名称の変更、廃置分合又は境界変更に伴い変更する場合に限る。)の届出は、事業主の名称及び規約番号並びに変更の内容及び理由を記載した届書に、同条第二項において準用する法第六条第二項の規定を得たことを証する書類を添付して、地方厚生労働省令で定めた方法(特別区を含む。以下同じ。)の名称の変更、廃置分合又は境界変更に伴い変更する場合に限る。)
四	第七条第一項第九号に掲げる事項
五	第七条第一項第十号に掲げる事項
六	第七条第一項第十三号に掲げる事項 (基金の設立の認可の申請)
七	第七条第一項第二号に掲げる事項 (規約の変更の承認の申請)

(基金の規約の軽微な変更)
第十五条 法第十六条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。
 一 法第十二条第一号から第四号まで及び第六号に掲げる事項
 二 令第二条第二号から第四号まで及び第六号に掲げる事項並びに令第五条第一号及び第二号に掲げる事項
 三 第七条第一項第二号、第四号から第十号まで、第十二号及び第十三号並びに第十四条に掲げる事項
 (基金の規約の変更の認可の申請)
第十六条 法第十六条第一項の規定による規約の変更の認可の申請は、基金の名称、基金番号(基金の設立の認可ごとに厚生労働大臣が発行した番号をいう。以下同じ)並びに変更の内容及び理由を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣(当該規約の変更の認可に関する権限が第二百二十九条の規定により地方厚生局長等に委任されている場合にあっては、地方厚生局長等)に提出することによって行うものとする。

一 第八条第一項第二号から第五号まで及び第七号から第九号までに掲げる書類
 二 給付の額を減額する場合(第五条第五号又は第六号に掲げる理由により減額する場合を除く。)にあつては、第十三条の規定により準用することとされた第六条第一項第一号及び第二号イの同意を得たことを証する書類
 三 実施事業所の減少又は加入者の資格の変更に係る規約の変更にあつては、実施事業所の減少又は加入者の資格の変更後の加入者となる者の数を示した書類
 四 前三号に掲げるもののほか、認可に当たつ(基金の規約の軽微な変更の届出)

第十七条 法第十七条第一項の規定による規約の変更の届出は、基金の名称、基金番号並びに変更の内容及び理由を記載した届書を地方厚生局长等に提出することによって行うものとする。(届出の必要のない基金の規約の軽微な変更)
第十八条 法第十七条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
 一 法第十二条第二号に掲げる事項(市町村の名称の変更、廃置分合又は境界変更に伴い変更する場合に限る。)

(会議録の謄本等の添付)

第二十条 基金は、厚生労働大臣若しくは地方厚生局长等の認可を受けるべき事項又は地方厚生

二 令第五条第一号及び第二号(加入者等に関する情報の管理の委託に係る契約に関する事項を除く。)に掲げる事項
 三 第七条第一項第二号(市町村の名称の変更、廃置分合又は境界変更に伴い変更する場合に限る。)、第九号、第十号及び第十三号に掲げる事項
 (理事長の就任等の届出)
第十九条 基金は、理事長が就任し、退任し、又は死亡したときは、遅滞なく、その旨を地方厚生局长等に届け出なければならない。法第二十条第一項の規定により理事長が指定した理事がその職務を代理し、又はその職務を行つたときも、同様とする。

(事業主において選定する代議員の定数を定めることを要しない基金の要件)
第二十条 令第十条の二の厚生労働省令で定める要件は、次のとおりとする。

一 加入者の氏名、性別及び生年月日
 二 加入者の資格の取得及び喪失の年月日
 三 使用されている実施事業所の名称
 四 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第十四条に規定する基礎年金番号(以下単に「基礎年金番号」という。)
 五 その他給付の額の算定に関し必要な事項

第二章 加入者等
 (基金の加入者の資格取得の届出)
第二十二条 基金型企業年金(法第二十九条第一項に規定する基金型企業年金をいう。以下同じ。)の事業主は、その使用する者が法第二十六条の規定により基金の加入者の資格を取得したときは、その資格を取得した日から起算して三十日を経過する日又は当該資格を取得した日の属する月の翌月十四日のいずれか早い日までに、次に掲げる事項を基金に届け出なければならない。

一 加入者の氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号
 二 加入者の資格を取得した年月日
 三 その他必要な事項
 (基金の加入者の資格喪失の届出)
第二十三条 基金型企業年金の事業主は、その使用する基金の加入者が法第二十七条の規定により加入者の資格を喪失したときは、その資格を喪失した日から起算して三十日を経過する日又は当該資格を喪失した日の属する月の翌月十四日のいずれか早い日までに、次に掲げる事項を基金に届け出なければならない。

一 加入者の氏名、性別、生年月日及び住所
 二 加入者の資格を喪失した年月日
 三 その他の必要な事項
 (令第二十三条第二項の厚生労働省令で定める要件)

第二十四条 令第二十三条第三項の厚生労働省令で定める要件は、障害給付金の支給が、通常の予測を超えて発生した場合の確定給付企業年金の財政への影響を勘案し、実績等に照らして合理的に見込まれるものであることとする。(令第二十三条第三項の厚生労働省令で定める要件)

第二十五条 令第二十三条第三項の厚生労働省令で定める要件は、遺族給付金の支給が、通常の予測を超えて発生した場合の確定給付企業年金の財政への影響を勘案し、実績等に照らして合理的に見込まれるものであることとする。

第二十六条 令第二十三条第四項の規定による現価相当額の計算の基礎となる予定期率及び予定死亡率は、次のとおりとする。

一 予定期率は、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める率(受託保証型確定給付企業年金にあっては、契約者額の計算に用いる予定期率)

局長等に届出を行うべき事項が代議員会の議決をする情報の管理の委託に係る契約に関する事項を除く。)に掲げる事項
 三 第七条第一項第二号(市町村の名称の変更、廃置分合又は境界変更に伴い変更する場合に限る。)、第九号、第十号及び第十三号に掲げる事項
 (理事長の就任等の届出)
第十九条 基金は、理事長が就任し、退任し、又は死亡したときは、遅滞なく、その旨を地方厚生局长等に届け出なければならない。法第二十条第一項の規定により理事長が指定した理事がその職務を代理し、又はその職務を行つたときも、同様とする。

(事業主が行う基金への氏名変更の届出)
第二十条 令第二十条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 加入者の氏名、性別及び生年月日
 二 加入者の原簿
 三 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第十四条に規定する基礎年金番号(以下単に「基礎年金番号」という。)
 四 その他給付の額の算定に関し必要な事項

第二章 加入者等
 (受給権者の氏名変更の届出等)
第二十三条 受給権者は、その氏名又は住所に変更があつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を事業主等(規約型企業年金の事業主及び基金をいう。以下同じ。)に提出するものとする。

一 氏名(変更前及び変更後の氏名)、性別及び生年月日
 二 氏名の変更の年月日
 三 その他必要な事項
 (事業主が行う基金への氏名変更の届出)
第二十四条 令第二十三条第二項の厚生労働省令で定める要件は、障害給付金の支給が、通常の予測を超えて発生した場合の確定給付企業年金の財政への影響を勘案し、実績等に照らして合理的に見込まれるものであることとする。

一 氏名(氏名の変更にあつては、変更前及び変更後の氏名)、性別、住所(住所の変更にあつては、変更前及び変更後の住所)及び生年月日
 二 氏名又は住所の変更の年月日
 三 その他必要な事項
 (令第二十三条第三項の厚生労働省令で定める要件)

第二十五条 令第二十三条第三項の厚生労働省令で定める要件は、遺族給付金の支給が、通常の予測を超えて発生した場合の確定給付企業年金の財政への影響を勘案し、実績等に照らして合理的に見込まれるものであることとする。

一 氏名(氏名の変更にあつては、変更前及び変更後の氏名)、性別、住所(住所の変更にあつては、変更前及び変更後の住所)及び生年月日
 二 氏名又は住所の変更の年月日
 三 その他必要な事項
 (令第二十三条第四項の規定による現価相当額の計算方法)

第二十六条 令第二十三条第四項の規定による現価相当額の計算の基礎となる予定期率及び予定死亡率は、次のとおりとする。

一 予定期率は、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める率(受託保証型確定給付企業年金にあっては、契約者額の計算に用いる予定期率)

イ 令第二十三条第一項第一号の現価相当額

次に掲げる率のうち最も低い率を計算する場合

(1) 前回の財政計算（財政再計算及び第四
一 し条第一号又は第二号に見三十九場合

十九条第一号又は第二号に規定する場合における掛金の額の計算をいう。以下同じ。」の計算基準日（第四十九条及び第

五十七条第一項に規定する計算基準日を

いう。以下同じ。) 以降の日における第
四十三条第二項第一号の厚生労働大臣が

定める率（以下「下限予定利率」といふ。）のうち、最も低下的下限予定利率

(2) 法第三十六条第一項に規定する老齢給

付金支給開始要件（以下「老齢給付金支給開始要件」といふ。）を満たすとき

「絶対必要性」^{（1）}を満たす率における（1）に掲げる率

(3) 加入者の資格を喪失したときにおける
(1) 二喝げる率

口
令第二十三条第一項第一号の現価相当額

を計算する場合 イ(1)に掲げる率(ただし、老齢給付金(法第二十九条第一項第

一号に規定する老齢給付金をいう。以下同様の項の算定これら、加入者の資格

しの額の算定において加入者の資格を喪失したときから老齢給付金支給開始要

件を満たすまでの期間の全部又は一部について、下限予定利率を下回る利率（当該期

間に応ずる利子に相当する額を加算しない場合（あつては、零）を用いる場合は、首

場合においては、零)を用いる場合は、当該下回る利率を用いる期間ごとの当該下回

ハ イ又は口に掲げる場合以外の場合
イ る利率)

(1) に掲げる率

予定死亡率は、前回の財政計算において用いた予定死亡率とすること。

予想額の現価の計算方法)

る予想額の現価の計算は、第四十三条第一項に規定する基礎率を用い、審査三度の末日及び第

事業年度の末日及び第
四十九条に規定する計算基準日において計算す

るものとする。
給付の額のその他の算定方法)

一十五条 令第二十四条第一項第四号の厚生労
働省令第三十九条は、次の各号のハシ
メ、アリ。

から第三号までのいずれかの方法とする。

二 令第二十四条第一項第一号から第三号までの方法を組み合わせた方法

及び前号の方法のうち、二つの方法により算定した額について、高い額又は低い額のいずれか規約で定める額とする方法

三 令第二十四条第一項第一号から第三号まで及び前二号の方法を組み合わせた方法

四 令第二十四条第一項第一号から第三号まで及び前三号の方法により算定した額（次条において「調整前給付額」という。）に次条に規定する調整率（以下「調整率」という。）を乗じた額とする方法

（調整率）

第二十五条の二 調整率は、リスク分担型企業年金を開始するとき又はリスク分担型企業年金を実施している場合であつて給付の設計を変更するとき（掛金の額に係る規約の変更を行なう場合に限る。）における調整率は一・〇とする。

二 每事業年度の決算及び財政計算を行うときに、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める基準を満たすよう改定するものとする。

イ 積立金の額に第四十五条第四項に規定するリスク分担型企業年金掛金額の予想額の現価に相当する額を加えた額（以下この条において「給付財源」という。）が調整前給付額の通常の予測に基づく予想額の現価に相当する額（以下この条において「調整前給付現価相当額」という。）に財政悪化リスク相当額（第四十三条第一項に規定する財政悪化リスク相当額をいう。以下この条において同じ。）を加えた額を上回る場合

ロ 給付財源と通常予測給付額の現価に相当する額が同額となること。

ハ 給付財源が調整前給付額の通常の予測に基づく予想額の現価に相当する額を下回る場合

三 前号の調整率の改定は、当該事業年度の末日又は当該財政計算の計算基準日の属する事

業事業年度の翌事業年度又は翌々事業年度以降の事業年度の調整率について行うものとし、当該翌事業年度又は翌々事業年度以降五事業年度については、調整率を段階的に引き上げ又是引き下げることができる。

二 リスク分担型企業年金を実施する事業主等が、その実施事業所を減少させる場合であつて当該減少に伴い当該リスク分担型企業年金の積立割合（調整前給付現価相当額に対する給付財源の割合をいう。以下同じ。）、調整率又は超過比率（調整前給付現価相当額に対する給付財源から調整前給付現価相当額と財政悪化リスク相当額の二分の一の額とを合算した額を控除した額の比率をいう。以下同じ。）が減少すると見込まれるときには、前項の規定にかかわらず、積立割合、調整率又は超過比率が減少しないよう、当該実施事業所の減少に伴い資格喪失する加入者に係る調整率を別に定めることができる。

（規約で定める数値の算定方法）

第二十六条 令第二十四条第一項第一号及び第二号の規約で定める数値は、年金として支給する場合の標準的な給付の額に係る数値を一・〇とし、かつ、当該標準的な給付との支給開始時における受給権者の年齢、支給期間、保証期間（令第二十三条第一項第一号に規定する保証期間をいう。以下同じ。）（保証期間を定めた場合に限る。）及び次条に規定するもの（次項において「給付額算定基礎」という。）の相違に応じて定めるものとする。

二 令第二十四条第一項第三号の規約で定める数値は、支給する給付ごとの給付額算定基礎に応じて定めるものとする。

三 前二項の数値の算定の基礎となる予定利率及び予定死亡率は、次のとおりとする。

一 予定利率は、前回の財政計算の計算基準日以降の日における下限予定利率のうち、最も低い下限予定利率を下回らないものであること。ただし、令第二十四条第一項第三号に掲げる給付の額の算定方法を用いて同条第三項の年金として支給される給付の額の改定を行う場合その他これに類する場合には、零を下回らないものとができる。

二 予定死亡率は、前回の財政計算において用いた予定死亡率とすること。ただし、予定死亡率を当該確定給付企業年金の加入者等及びその遺族の死亡の実績及び予測に基づき合理

(規約で定める数値のその他の算定基礎) 第二十七条 令第二十四条第二項の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 加入者の資格を喪失した者が当該資格を喪失したときから老齢給付金支給開始要件を満たすまでの期間（老齢給付金の額に当該期間に応する利子に相当する額を加算することとなつている場合に限る。この場合において、当該利子については前条第三項第一号の規定を適用しない。）

二 老齢給付金の受給権者が死亡した場合にそ
の遺族（法第四十八条に規定する遺族給付金
(法第二十九条第二項第二号)に規定する遺族
給付金をいう。以下同じ。)を受けることが
できる遺族をいう。以下同じ。)に支給され
る遺族給付金の給付の設計（老齢給付金の受
給権の裁定のときに、当該老齢給付金の受給
権者の死亡によりその遺族に支給されるべき
遺族給付金の給付の設計を選択できる場合に
限る。)

三 加入者の資格を喪失した日における当該加入者の年齢

四 加入者の資格を喪失した日における当該加入者の年齢

五 加入者である期間（以下「加入者期間」と
いいう。）

（給付の額の再評価等の方法）

第二十八条 令第二十四条第一項第三号の再評価
は、規約で定める期間ごとに、次条第一項各号
に掲げるもの（以下「指標」という。）を用い
て行うものとする。

二 令第二十四条第三項の額の改定は、次のいす
れかの方針により行うものとする。

一 給付の支給を開始して一定の期間が経過し
たとき又は一定の年齢に達したときに、次の
いすれかの方針により改定する方法

イ 定率を乗じる方法

ロ 令第二十四条第一項各号のいすれかの方
法（当該給付の額を算定した方法を除く。）
二 規約で定める期間ごとに、次のいすれかの
加算を行うことにより改定する方法

イ 前の期間の給付の額に、当該前の期間の
給付の額に指標を乗じて得た額を加算する
こと。

ロ あらかじめ定めた給付の額に、規約で定
める期間、指標を第二十六条第三項第一号

四 その他前三号に準ずる事情
(加入者又は加入者であつた者の責めに帰すべき重大な理由)
第三十一条 令第三十四条第一号の加入者又は加入者であつた者の責めに帰すべき重大な理由由で定めるものは、次とのとおりとする。
一 窃取、横領、傷害その他刑罰法規に触れる行為により、事業主に重大な損害を加え、その名譽若しくは信用を著しく失墜させ、又は実施事業所の規律を著しく乱したこと。

第三十条 令第二十九条第三号の厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。

一 受給権者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

二 受給権者がその債務を弁済することが困難であるること。

三 受給権者が心身に重大な障害を受け、又は長期間入院したこと。

二　国債の利回りその他の客観的な指標であつて、合理的に予測することが可能なもの
三　積立金の運用利回りの実績
四　前三号に掲げる率を組み合わせたもの
五　前三号に掲げる率にその上限又は下限を定めたもの

では、次の各号のいすわの率に基づき再評価を行ふ場合でも、当該再評価後の累計額が、当該再評価を行わなかつた場合の累計額を下回つてはならない。

第二十九条 令第二十四条第四項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。ただし、同条第一項第三号に掲げる給付の額の算定方法を用いて給付の額を計算する場合にあっては、次の各号のいずれかに該する者に手面積

の予定期率とみなして算定するとした場合における給付の額があらかじめ定めた給付の額を上回る額その他これに類する額を加算すること（当該指標が第二十六条第三項第一号の予定期率を上回る場合に限る。）。三 給付の支給を開始した後に加入者期間の全部又は一部により給付の額を改定する方法（給付の額の再評価等に用いる率）

第三十二条の三 資産管理運用機関等が移換を受けた脱退一時金相当額等に係る者が法第二十七条第二号から第五号までのいずれかに該当することとなつた場合において、当該者が法第四十一条第一項の脱退一時金を受けるための要件を満たさない場合にあっては、同項の規定にかかるわらず、事業主等は、当該者に対し資産管理運用機関等が移換を受けた脱退一時金相当額等の額（リスク分担型企業年金の場合にあっては、該脱退一時金相当額等の額に移換を受けたときの調整率及び法第二十七条第二号から第五号までのいずれかに該当することとなつたときの

第三十二条の二 資産管理運用機関又は基金（以下「資産管理運用機関等」という。）が法第八十一条の二第二項、第八十二条の六第一項又は第九十五条の二十七第二項の規定により脱退一時金相当額等（脱退一時金相当額、個人別管理資産、中小企業退職金共済法第十七条第一項に規定する解約手当金に相当する額、同法第三十条の四第一項に規定する解約手当金に相当する額又は積立金を総称する。以下この条及び次条において同じ。）の移換を受けた者に事業主等が支給する一時金（年金として支給する老齢給付金の支給を開始した後に支給する一時金を除く。）の額は、当該確定給付企業年金の規約で定める方法により計算した額又は当該移換を受けた脱退一時金相当額等の額（リスク分担型企業年金の場合にあっては当該脱退一時金相当額等の額に移換を受けたときの調整率及び一時金の支給の請求をしたときの調整率に応じて規約で定めるところにより算定した率を乗じた額）のいずれか高い額とする。

二
二
秘密の漏えいその他の行為により職務上の義務に著しく違反したこと。
三
三
正當な理由がない欠勤その他の行為により実施事業所の規律を乱したこと又は事業主との雇用契約に関し著しく信義に反する行為があつたこと。
（給付を制限するその他の場合）
第三十二条 令第三十四条第二号の厚生労働省令で定める場合は、加入者があつた者が実施事業所に使用されなくなった後に前条各号のいずれかに該当してゐたことが明らかになつた場合その他これに準ずる場合とする。

る書類（当該書類を添えることができないときは、当該初診日を証するのに参考となる書類）

遺族給付金の請求に当たっては、第一項の請求書に法第四十七条规定する給付対象者（以下「給付対象者」という。）の氏名、性別及び生年月日を記載し、かつ、同項各号の書類及び次に掲げる書類を添付するものとする。

一 死亡した給付対象者と請求者との身分関係を明らかにすることでできる市町村長の証明書又は戸籍の抄本（請求者が婚姻の届出をしていないが、死亡した給付対象者の死亡の当

(同法第二十条の七第四項に規定する様式保存本人確認情報をいう。)の提供を受けることにより確認が行われた場合にあっては、第一号に掲げる書類を除く。)を添付して、事業主等に提出することによって行うものとする。

一 生年月日に関する市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長)による(以下同じ。)の証明書又は戸籍の抄本その他の生年月日を証する書類

二 その他規約で定める給付の支給を受けるための要件を満たすことを証する書類

一 障害給付金(法第二十九条第二項第一号に規定する障害給付金をいう。以下同じ。)の請求書に当たつては、前項の請求書に、同項各号の書類及び次に掲げる書類を添付するものとする。

一 障害の状態の程度に関する医師又は歯科医師の診断書その他障害の状態が規約で定める程度の障害の状態に該当することを証する書類

二 当該障害に係る法第四十三条第一項第一号に規定する初診日を明らかにすることができること

調整率に応じて規約で定めるところにより算定した率を乗じた額)を支給しなければならぬい。

第三十五条 老齢給付金の受給権者が、令第二十九条第三号の規定に基づき、年金として支給する老齢給付金の支給を開始してから五年を経過する前に一時金として支給する老齢給付金の支給を請求する場合にあつては、第三十条各号の特別な事情があることを明らかにすることがで、書類を事業主等に提出しなければならない。

(給付に関する通知等)

第三十六条 事業主等は、法第三十条第一項の規定による受給権の裁定その他給付に関する処分

の氏名、性別及び生年月日を記載した請求書に、次に掲げる書類を添付して、事業主等に提出することによって行うものとする。この場合において、請求者が同条第三項の規定に該当する者であるときは、併せて、前条の例により給付の裁定の請求書を事業主等に提出しなければならない。

一 死亡した受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本（請求者が婚姻の届出をしていないが死亡した受給権者の死亡の当时事實上婚姻關係と同様の事情にあつた者であるときは、その事實を証する書類）その他該事実を証する書類

二 請求者が法第四十八条第三号に該当する者である場合にあつては、請求者が死亡した受給権者の死亡の當時主としてその収入によつて生計を維持していたことを証する書類

三 その他規約で定める未支給給付を受けるための要件を満たすことを証する書類（年金として支給する老齢給付金の支給を開始して五年を経過する前に一時金を請求する場合の書類）

時事實上婚姻關係と同様の事情にあつた者であるときは、その事實を証する書類）その他該当事実を証する書類

二 請求者が法第四十八条第三号に該当する者である場合にあつては、請求者が死亡した給付対象者の死亡の當時主としてその収入によつて生計を維持していたことを証する書類（未支給の給付の請求）

第三十四条 令第二十六条第一項の規定による未支給給付（以下この条において「未支給給付」という。）の支給の請求は、請求者の氏名、性別、生年月日及び住所並びに死亡した受給権者（三月三日）

をしたときは、速やかに、その内容を請求者又は受給権者に通知しなければならない。

第四章 掛金

第三十七条 令第三十五条第二号の加入者の同意は、規約で定めるところにより、加入者が掛金を負担することとなるとき及び規約の変更に伴い加入者が負担する掛金の額が増加するときに得るものとする。

(掛金の額の算定方法)

第三十八条 法第五十五条第四項第二号の厚生労働省令で定める適正かつ合理的な方法は、次のとおりとする。

一 加入者の給与に類するものに一定の割合を乗ずる方法

二 加入者の性別、年齢又は加入者が資格を取得したときの年齢に応じて額を定める方法

三 加入者の給与又は給与に類するものに、加入者の性別、年齢又は加入者が資格を取得したときの年齢に応じて定めた割合を乗ずる方法

四 加入者の給与に一定の割合を乗ずる方法及び前三号の方法のうち二以上の方法を組み合わせた方法

2 第四十五条第四項に規定するリスク分担型企業年金掛金額、第四十六条第一項に規定する特別掛金額、第四十六条の二第一項に規定するリスク対応掛金額、第四十七条の規定により計算される掛金の額、第五十二条第四項の規定により拠出する掛金の額及び第五十九条第一項の規定により掛金の額に追加して拠出する掛金の額は、前項の規定にかかるわらず、それぞれ、第十四条の三の規定により計算した額とする方法、第四十六条の規定により計算した額とする方法、第四十六条の二の規定により計算した額とする方法、第四十七条の規定により当該償却が次回の財政再計算のときに完了するように計算された額とする方法、第五十二条第四項の規定により数理債務の額から契約者価額を控除した額と/orする方法又は第五十九条第一項に規定する上回る額とする方法により算定することができる。

(上場株式による掛金の納付)

第三十九条 令第三十六条第二号に規定する掛金の額は、第四十五条第三項に規定する補足掛金額とする。

第四十条 令第三十六条第三号に規定する株式の価額は、株式の銘柄ごとに、当該株式が上場されている証券取引所の開設する市場における基準日（当該株式による納付に係る受渡日（以下「受渡日」という。）前二日間のうち当該事業主が定める日をいう。以下この条において同じ。）の当該株式の最終価格（基準日が当該証券取引所の開設する市場の取引日（以下この条及び次条において「取引日」という。）でないとときは、基準日前直近の取引日の最終価格）に相当する額に、納付に係る当該株式の数を乗じて得た額の合計額とする。

第四十一条 令第三十六条第四号に規定する既運用株式等の価額等の算定方法

用株式の価額及び当該確定給付企業年金に係る資産の総額は、受渡日の属する月の前月の末日（当該日が取引日でないときは、当該末日前直近の取引日。次条において同じ。）の時価による算定額とする。

(既運用株式等の株式数)

第四十二条 令第三十六条第五号に規定する当該確定給付企業年金に係る既運用株式の数及び発行済みの株式の総数は、受渡日の属する月の前月の末日の株式数とする。

(掛金の額の計算に用いる基礎率及び財政悪化リスク相当額)

第四十三条 法第五十七条に規定する掛金の額は、予定期率、予定期死亡率、予定期退率その他

の通常予測給付額の算定の基礎となる率（以下「基礎率」という。）及び通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額として厚生労働大臣の定めるところにより算定した額（以下「財政悪化リスク相当額」という。）に基づき計算されるものとする。

2 基礎率は、次のとおり定められるものとする。予定期率は、積立金の運用収益の長期の予測に基づき合理的に定められるものとする。ただし、国債の利回りを勘案して厚生労働大臣が定める率を下回ってはならない。

一 予定期率は、積立金の運用収益の長期の予測に基づき合理的に定められるものとする。

二 予定期死亡率は、加入者等及びその遺族の性別及び年齢に応じた死亡率として厚生労働大臣が定める率（以下「基準死亡率」という。）とする。ただし、当該確定給付企業年金の加入者等及びその遺族の死亡の実績及び予測によるとおり定められる。

三 加入者の給与の額その他これに類するものが一時的に著しく変動することが見込まれること。

(掛金の額の計算に関する基準)

乗じたものとすることができる。

イ 加入者 零以上
ロ 男子であつて、加入者であつた者又はその遺族（ニに掲げる者を除く。）〇・七二以上一・〇以下

ハ 女子であつて、加入者であつた者又はその遺族（ニに掲げる者を除く。）〇・七二以上一・〇以下

二 障害給付金の受給権者（イに掲げる者を除く。）一・〇以上

三 予定期死亡率は、当該確定給付企業年金の加入者の脱退の実績（原則として、計算基準日の属する事業年度の前三事業年度の全部を含む三年以上の期間における実績とする。）及び予定期に基づき定められるものとする。

四 その他の基礎率は、当該確定給付企業年金における実績及び予定期に基づき定められるものとする。

五 予定期退率は、当該確定給付企業年金の加入者の脱退の実績（原則として、計算基準日の属する事業年度の前三事業年度の全部を含む三年以上の期間における実績とする。）及び予定期に基づき定められるものとする。

六 予定期死亡率を除く。のうち継続して用いることが適切なものがある場合には、当該基礎率を継続して用いることができる。

七 予定期死亡率を除く。のうち継続して用いることができる。

八 予定期死亡率を除く。のうち継続して用いることができる。

九 予定期死亡率を除く。のうち継続して用いることができる。

十 予定期死亡率を除く。のうち継続して用いることができる。

十一 予定期死亡率を除く。のうち継続して用いることができる。

十二 予定期死亡率を除く。のうち継続して用いることができる。

十三 予定期死亡率を除く。のうち継続して用いることができる。

十四 予定期死亡率を除く。のうち継続して用いることができる。

十五 予定期死亡率を除く。のうち継続して用いることができる。

十六 予定期死亡率を除く。のうち継続して用いることができる。

十七 予定期死亡率を除く。のうち継続して用いることができる。

十八 予定期死亡率を除く。のうち継続して用いることができる。

十九 予定期死亡率を除く。のうち継続して用いることができる。

二十 予定期死亡率を除く。のうち継続して用いることができる。

二十一 予定期死亡率を除く。のうち継続して用いることができる。

二十二 予定期死亡率を除く。のうち継続して用いることができる。

二十三 予定期死亡率を除く。のうち継続して用いることができる。

二十四 予定期死亡率を除く。のうち継続して用いることができる。

あつては、リスク分担型企業年金掛金額、その他の掛金の額に区分して定められなければならない。

前項の標準掛金額とは、給付に要する費用の当該株式の規定に基づき計算した通常予測のうち計算基準日後の加入者があつた期間となると見込まれる期間に係るものに限る。

第二号において同じ。に充てるため事業主が拠出する掛金の額であつて、原則として、将来にわたつて平準的に、かつ、加入者となる者に係る第一号の額が第二号の額を下回らないよう

に定められる掛金の額をいう。

一 標準掛金額の額であつて、原則として、将来にわたつて平準的に、かつ、加入者となる者に係る第一号の額が第二号の額を下回らないよう

に定められる掛金の額をいう。

二 給付に要する費用の通常の予測に基づく予想額の現価に相当する額

三 第一項の補足掛金額とは、掛金の額が法第五十七条の基準に適合するために標準掛金額に追加して事業主が拠出する掛金の額をいう。

四 第一項のリスク分担型企業年金掛金額とは、給付に要する費用に充てるため事業主が拠出する掛金の額であつて、第四十六条の三の規定に基づき計算した通常予測の額である。

五 第一項の補足掛金額とは、掛金の額が法第五十七条の基準に適合するために標準掛金額に追加して事業主が拠出する掛金の額をいう。

六 第一項のリスク分担型企業年金掛金額とは、給付に要する費用に充てるため事業主が拠出する掛金の額であつて、第四十六条の三の規定に基づき計算した通常予測の額である。

七 第一項のリスク分担型企業年金掛金額とは、給付に要する費用に充てるため事業主が拠出する掛金の額であつて、第四十六条の三の規定に基づき計算した通常予測の額である。

八 第一項のリスク分担型企業年金掛金額とは、給付に要する費用に充てるため事業主が拠出する掛金の額であつて、第四十六条の三の規定に基づき計算した通常予測の額である。

九 第一項のリスク分担型企業年金掛金額とは、給付に要する費用に充てるため事業主が拠出する掛金の額であつて、第四十六条の三の規定に基づき計算した通常予測の額である。

十 第一項のリスク分担型企業年金掛金額とは、給付に要する費用に充てるため事業主が拠出する掛金の額であつて、第四十六条の三の規定に基づき計算した通常予測の額である。

十一 第一項のリスク分担型企業年金掛金額とは、給付に要する費用に充てるため事業主が拠出する掛金の額であつて、第四十六条の三の規定に基づき計算した通常予測の額である。

十二 第一項のリスク分担型企業年金掛金額とは、給付に要する費用に充てるため事業主が拠出する掛金の額であつて、第四十六条の三の規定に基づき計算した通常予測の額である。

十三 第一項のリスク分担型企業年金掛金額とは、給付に要する費用に充てるため事業主が拠出する掛金の額であつて、第四十六条の三の規定に基づき計算した通常予測の額である。

十四 第一項のリスク分担型企業年金掛金額とは、給付に要する費用に充てるため事業主が拠出する掛金の額であつて、第四十六条の三の規定に基づき計算した通常予測の額である。

十五 第一項のリスク分担型企業年金掛金額とは、給付に要する費用に充てるため事業主が拠出する掛金の額であつて、第四十六条の三の規定に基づき計算した通常予測の額である。

十六 第一項のリスク分担型企業年金掛金額とは、給付に要する費用に充てるため事業主が拠出する掛金の額であつて、第四十六条の三の規定に基づき計算した通常予測の額である。

十七 第一項のリスク分担型企業年金掛金額とは、給付に要する費用に充てるため事業主が拠出する掛金の額であつて、第四十六条の三の規定に基づき計算した通常予測の額である。

十八 第一項のリスク分担型企業年金掛金額とは、給付に要する費用に充てるため事業主が拠出する掛金の額であつて、第四十六条の三の規定に基づき計算した通常予測の額である。

十九 第一項のリスク分担型企業年金掛金額とは、給付に要する費用に充てるため事業主が拠出する掛金の額であつて、第四十六条の三の規定に基づき計算した通常予測の額である。

二十 第一項のリスク分担型企業年金掛金額とは、給付に要する費用に充てるため事業主が拠出する掛金の額であつて、第四十六条の三の規定に基づき計算した通常予測の額である。

五年未満	五年以上七年未満	七年以上九年未満	九年以上十一年未満	十一年以上十三年未満	十三年以上十四年未満	十四年以上十五年未満	十五年以上	十年	九年	八年	七年	六年	五年	四年	三年
二 前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額と今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額について前項の規定に基づき計算した額とを合算した額とする方法	一 前回の財政計算において計算した特別掛金額と今回の財政計算において計算した特別掛金額とを合算した額とする方法	前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額が完了していない場合(次項に規定する場合を除く。)にあっては、前項第一号、第二号及び第四号の規定に基づく特別掛金額は、次のいずれかの方法により計算されなければならない。ただし、前回の財政計算においては、前項第四号の方法で特別掛金額を計算した場合には、第一号又は第三号のいずれかの方法で計算されるものとする。	イ 特別掛金額は、過去勤務債務の額の償却開始後五年を経過するまでの間に定期的かつ引上げ額が経年的に大きくならない方法で、段階的に引き上げられるものであること。	ロ 特別掛金額の予想額の現価に相当する額が過去勤務債務の額を下回らないこと。	ハ 予定償却期間中の各期間における特別掛け金額について、あらかじめ規約に定めていること。	四 予定償却期間において、次に掲げる要件を満たすように特別掛金額を定めて償却する方法	三 過去勤務債務の額に百分の十五以上百分の五十以下の範囲内において規約で定めた一定の割合を乗じて償却する方法(毎事業年度の特別掛金額を規約で定めることとし、過去勤務債務の額が当該事業年度の標準掛け金額以下となるときは、当該過去勤務債務の額の全部を当該特別掛け金額とすることができます)とする。)								
二 前回の財政計算において計算した特別掛金額と今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額について前項の規定に基づき計算を行った額と、今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額とを合算した額とする方法	一 前回の財政計算において計算した特別掛金額と今回の財政計算において計算した特別掛金額とを合算した額とする方法	前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額が完了していない場合(次項に規定する場合を除く。)にあっては、前項第一号、第二号及び第四号の規定に基づく特別掛け金額は、次のいずれかの方法により計算されなければならない。ただし、前回の財政計算においては、前項第四号の方法で特別掛け金額を計算した場合には、第一号又は第三号のいずれかの方法で計算されるものとする。	イ 特別掛け金額は、過去勤務債務の額の償却開始後五年を経過するまでの間に定期的かつ引上げ額が経年的に大きくならない方法で、段階的に引き上げられるものであること。	ロ 特別掛け金額の予想額の現価に相当する額が過去勤務債務の額を下回らないこと。	ハ 予定償却期間中の各期間における特別掛け金額について、あらかじめ規約に定めていること。	四 予定償却期間において、次に掲げる要件を満たすように特別掛け金額を定めて償却する方法	三 過去勤務債務の額に百分の十五以上百分の五十以下の範囲内において規約で定めた一定の割合を乗じて償却する方法(毎事業年度の特別掛け金額を規約で定めることとし、過去勤務債務の額が当該事業年度の標準掛け金額以下となるときは、当該過去勤務債務の額の全部を当該特別掛け金額とすることができます)とする。)								
二 前回の財政計算において計算した特別掛け金額と今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額について前項の規定に基づき計算を行った額と、今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額とを合算した額とする方法	一 前回の財政計算において計算した特別掛け金額と今回の財政計算において計算した特別掛け金額とを合算した額とする方法	前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額が完了していない場合(次項に規定する場合を除く。)にあっては、前項第一号、第二号及び第四号の規定に基づく特別掛け金額は、次のいずれかの方法により計算されなければならない。ただし、前回の財政計算においては、前項第四号の方法で特別掛け金額を計算した場合には、第一号又は第三号のいずれかの方法で計算されるものとする。	イ 特別掛け金額は、過去勤務債務の額の償却開始後五年を経過するまでの間に定期的かつ引上げ額が経年的に大きくならない方法で、段階的に引き上げられるものであること。	ロ 特別掛け金額の予想額の現価に相当する額が過去勤務債務の額を下回らないこと。	ハ 予定償却期間中の各期間における特別掛け金額について、あらかじめ規約に定めていること。	四 予定償却期間において、次に掲げる要件を満たすように特別掛け金額を定めて償却する方法	三 過去勤務債務の額に百分の十五以上百分の五十以下の範囲内において規約で定めた一定の割合を乗じて償却する方法(毎事業年度の特別掛け金額を規約で定めることとし、過去勤務債務の額が当該事業年度の標準掛け金額以下となるときは、当該過去勤務債務の額の全部を当該特別掛け金額とすることができます)とする。)								

に発生した過去勤務債務の額について前項の規定に基づき計算した額とを合算した額とする方法

三 前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額について前項の規定に基づき計算した額とを合算した額とする方法

3 前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額が前回の財政計算において計算した特別掛金額を下回つてない場合に限る。)

4 前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額を下回るときは、第一項第一号、第二号及び第四号の規定に基づく特別掛金額は、今回の財政計算において発生した過去勤務債務の額が前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額についてこれらに基づき合理的に計算した額とする方法により計算されなければならない。この場合には、第一項第一号の規定にかかるらず、予定償却期間が完了する日以後の日としてはならず、前回の財政計算において定めた予定償却期間の残存期間が三年に満たないときは、第一項第一号の規定にかかるらず、予定償却期間を当該残存期間としなければならない。

5 第二項第三号の方法で特別掛金額を計算しようとする場合であつて、前回の財政計算において定めた予定償却期間の残存期間が三年に満たないときは、前回の財政計算において定めた特別掛金額を今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額を三年で償却するとした場合の特別掛金額を加算した額を上回らない範囲内で特別掛金額を定めることができる。この場合においては、第一項第一号の規定にかかるらず、予定償却期間を三年以上三十年以内の範囲内においてあらかじめ規約で定めた期間とする。

一 今回の財政計算において計算した数理債務の額から前回の額から前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償却されない額を控除した額から、当該予定期率を引き下げないものとして計算した数理債務の額から前回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額を超える場合には、当該今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額のうち償却されない額を控除した額を以下次号及び第六項において「予定期率引下げによる過去勤務債務の額」という。)について、第一項第一号、第二号又は第四号の規定に基づき計算した額

二 過去勤務債務の額から予定期率引下げによる過去勤務債務の額を控除した額について、第一項から前項までのいずれかの規定に基づき計算した額

三 前回の財政計算において計算した予定期率引下げによる過去勤務債務の額が完了していない場合にあっては、特別掛金額は、第二項及び第三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額とことができる。

一 前回の財政計算において計算した特別掛金額のうち、予定期率引下げによる過去勤務債務の額に係る部分の額を合算した額ととすることができる。

二 今回の財政計算において発生した過去勤務債務の額から前回の財政計算において計算した予定期率引下げによる過去勤務債務の額のうち償却されていない額を控除した額について、第一項から第四項までのいずれかの規定に基づき計算した額

(リスク対応掛け金額)

第四十六条の二 第四十五条第一項の補足掛け金額のうち財政悪化リスク相当額に係る掛け金の額(以下「リスク対応掛け金額」という。)は次の各号のいずれかの方法により計算されなければならない。

一 財政悪化リスク相当額から対応前リスク充足額(積立金の額並びに標準掛け金額及び特別掛け金額の予想額の現価に相当する額を合算した額から通常予測給付額の現価に相当する額を控除した額(当該額が零未満となる場合にあっては零とする。)をいう。)を控除した額(当該額が零未満となる場合にあっては零とする。)の範囲内において、あらかじめ計画

的に掛金を拠出することが適当であるものとして規約で定める額（以下「リスク対応額」という。）を五年以上二十年以内の範囲内に

二 前号の方法で計算したリスク対応掛け金額（以下この号において「下限リスク対応掛け金額」という。）及び次の表の上欄に掲げる予定抛出期間ごとに同表の下欄に掲げる最短期間を予定抛出期間として前号の方法で計算したリスク対応掛け金額（以下この号において「上限リスク対応掛け金額」という。）を規約で定め、併せて、毎事業年度のリスク対応掛け金額を下限リスク対応掛け金額以上、上限リスク対応掛け金額以下の範囲内において規約で定める方法	
予定抛出期間	最短期間
九年未満	五年
九年以上十一年未満	六年
十一年以上十三年未満	七年
十三年以上十四年未満	八年
十四年以上十五年未満	九年
十五年以上	十年

こととなつたときには、当該各号に定めるところによりリスク対応掛金額を変更することができる。

一 財政計算を行い、新たに過去勤務債務の額が発生する場合 増加する特別掛金額の予想額の現価に相当する額がリスク対応掛金額の予想額の現価に相当する額の減少額を下回らなければならず。

二 第五十条各号に掲げる場合（同条第四号二に掲げる場合を除く。）前項の規定に従い、リスク対応掛金額を計算すること。

三 法第五十八条第一項の規定に基づく財政再計算において、財政悪化リスク相当額から対応後リスク充足額（積立金の額と標準掛け金額特別掛け金額及び当該財政再計算による変更前のリスク対応掛け金額の予想額の現価を合算した額から通常予測給付額の現価に相当する額を控除した額（当該額が零未満となる場合にあっては零とする。））をいう。次項において同じ。）を控除した額（当該額が零未満となる場合には零とする。）が、前項の規定に基づきリスク対応掛け金額を計算したとき（リスク対応掛け金額を変更した場合には、当該変更のうちの直前の変更をしたときは、当該増加した額を上回らない範囲で同項第一号のリスク対応額を定め、同項の規定に基づき計算したリスク対応掛け金額に相当する額を変更前のリスク対応掛け金額に加算すること。法第五十八条第一項の規定に基づく財政再計算において、対応後リスク充足額が財政悪化リスク相当額を上回ることとなる場合には、上回らないようリスク対応掛け金額を減少させ、又はリスク対応掛け金額の拠出を終了しなければならない。

4 特別掛け金額の予定償却期間の残存期間はリスク対応掛け金額の予定拠出期間の残存期間より短い期間でなければならぬ。（リスク分担型企業年金掛け金の額に係る規約の変更を行う場合に限る。）

第四十六条の三 リスク分担型企業年金を実施するとき又はリスク分担型企業年金を実施している場合であつて給付の設計を変更するとき（掛け金の額に係る規約の変更を行ふ場合に限る。）におけるリスク分担型企業年金の掛け金の額は、当該第一項の標準掛け金額、補足掛け金額その他の掛け金

の額に区分して定めることとしたならば当該実施又は当該変更による財政計算において計算されることとなる標準掛け金額と補足掛け金額とを合算したこととする方法により計算されなければならない。

2 リスク分担型企業年金掛け金額を再計算する場合（前項の規定が適用される場合を除く。）におけるリスク分担型企業年金掛け金額は、次の各号のいずれかの方法により計算されなければならない。

一 リスク分担型企業年金掛け金額のうち前項の計算されることとなる標準掛け金額について、当該計算されることとなる標準掛け金額に係る

当該計算されることとなる標準掛け金額に係る四号の割合又は同項第二号の額を増加又は減少させる方法

二 当該再計算において計画的に掛け金を拠出すことが適当である額として規約で定める額を前条第一項第一号のリスク対応額とみなして同号の方針により計算した額を追加して拠出する方法

三 前二号の方法を組み合わせた方法

3 前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由によりリスク分担型企業年金掛け金額を再計算する場合には、当該各号に定める事業主のリスク分担型企業年金掛け金額は、第一項の計算されることとなる標準掛け金額と当該リスク分担型企業年金の掛け金の額を第四十五条第一項の標準掛け金額とその他の掛け金の額に区分して定めることとしたならば次の各号に掲げる事由による財政計算において計算されることとなる補足掛け金額を合算した額とすることができる。

一 法第七十六条第一項の規定による基金の合併 当該合併により増加する実施事業所の事業主

二 法第七十八条第一項の規定による実施事業所の增加 当該増加する実施事業所の事業主

三 法第七十九条第二項の規定による他の確定給付企業年金の加入者等に係る給付の支給に

二 法第七十八条第一項に規定する基本方針（以下「基本方針」という。）を大幅に見直したもの

三 その他積立金の額の評価の方法を変更する合理的な理由がある場合

（財政計算の計算基準日）

二 法第七十八条第一項の規定により計算される日を計算基準日として計算されるものとする。

一 法第三条第一項の規定により確定給付企業年金を実施しようとする場合 当該確定給付企業

五 法第八十一条第一項の規定による加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の承継

二 法第七十四条第一項の規定により規約型企業年金を分割する場合、法第七十六条第三項若しくは法第七十七条第四項の規定により規約型企業年金を他の規約型企業年金と統合する場合、法第七十五条第一項の規定により規約型企業年金を分割する場合、法第七十六条第三項若しくは法第七十七条第四項の規定により規約型企業年金を統合する場合又は分割によつて基金を設立する場合又は法第八十条第二項若しくは法第八十一項の規定による資産管理運用機関等への解約手当金に相当する額の引渡し 当該引渡しに関する申出に係る共済契約者であつた事業主

七 小企業退職金共済法第三十一条の四第一項の規定による資産管理運用機関等への解約手当金に相当する額の移換 当該移換に関する申出に係る共済契約者であつた事業主

（次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額の償却）

四十七 条 第四十五条第一項の補足掛け金額のうち第四十四条に規定する次回の財政再計算までの間において積立金の額が責任準備金の額又は最低積立基準額を下回ることが予想される額のうちいかにれど大きい額を償却するための掛け金の額は、規約で定めるところにより、当該償却が次回の財政再計算のときに完了するように計算されるものとする。

五 法第八十一条第一項の規定による加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の承継

二 法第七十四条第一項の規定により規約型企業年金を分割する場合、法第七十六条第三項若しくは法第七十七条第四項の規定により規約型企業年金を統合する場合又は分割によつて基金を設立する場合又は法第八十条第二項若しくは法第八十一項の規定による資産管理運用機関等への解約手当金に相当する額の引渡し 当該引渡しに関する申出に係る共済契約者であつた事業主

七 小企業退職金共済法第三十一条の四第一項の規定による資産管理運用機関等への解約手当金に相当する額の移換 当該移換に関する申出に係る共済契約者であつた事業主

（次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額の償却）

四十八 条 掛け金の額を計算する場合の積立金の評価は、規約で定めるところにより、次のいずれかの方法により行うものとする。

一 時価により評価する方法

二 あらかじめ定めた過去の一定期間ににおける時価により評価した積立金の額を用いて、時価の短期的な変動を緩和する方法

三 前二号の額のいずれか小さい額とする方法

四 法第五十八条第一項の規定により財政再計算を行う場合 当該財政再計算の結果に基づいて掛け金の額を算定することとなる日の前一年以内のいずれかの日

（制度施行日前一年六月以内のいずれかの日）において実施されていた確定給付企業年金の事業年度の末日（制度施行日前一年六月以内に限る。）

企業年金を実施しようとする日前一年以内のいずれかの日

二 法第七十四条第一項の規定により規約型企業年金を分割する場合、法第七十六条第三項若しくは法第七十七条第四項の規定により規約型企業年金を統合する場合又は分割によつて基金を設立する場合又は法第八十条第二項若しくは法第八十一項の規定による資産管理運用機関等への解約手当金に相当する額の引渡し 当該引渡しに関する申出に係る共済契約者であつた事業主

七 小企業退職金共済法第三十一条の四第一項の規定による資産管理運用機関等への解約手当金に相当する額の移換 当該移換に関する申出に係る共済契約者であつた事業主

（次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額の償却）

五 法第八十一条第一項の規定による加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の承継

二 法第七十四条第一項の規定により規約型企業年金を分割する場合、法第七十六条第三項若しくは法第七十七条第四項の規定により規約型企業年金を統合する場合又は分割によつて基金を設立する場合又は法第八十条第二項若しくは法第八十一項の規定による資産管理運用機関等への解約手当金に相当する額の引渡し 当該引渡しに関する申出に係る共済契約者であつた事業主

七 小企業退職金共済法第三十一条の四第一項の規定による資産管理運用機関等への解約手当金に相当する額の移換 当該移換に関する申出に係る共済契約者であつた事業主

（次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額の償却）

四十九 条 財政計算における掛け金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めた場合

三 その他積立金の額の評価の方法を変更する合理的な理由がある場合

（財政再計算を行う場合）

二 法第五十八条第二項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 法第七十六条第一項の規定により基金を合併する場合（同条第三項の規定により合併により基金を設立する場合を除く。）

二 法第七十七条第一項の規定により基金を分割する場合（同条第四項の規定により分割により基金を設立する場合を除く。）

三 法第八十条第二項又は法第八十二条第二項の規定により加入者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継する場合（新たに規約型企業年金の額を第四十五条第一項の規定により確定給付企業年金を実施しようとする場合 当該確定給付企業年金を実施しようとする場合 当該確定給付企業

企業年金を実施することとなる場合又は新たに基金を設立することとなる場合を除く。)

四 次に掲げる場合(掛金の額に係る規約の変更を行う必要がない場合を除く。) 又は減少した場合

ロ 加入者の資格又は給付の設計を変更する場合

ハ 法第七十九条第一項又は第二項の規定により加入者等に係る給付の支給に関する権利義務を移転又は承継する場合

二 過去勤務債務の額の予定償却期間を短縮しようとする場合又は第四十六条第一項第三号の一一定の割合を増加させようとする場合

ホ その他当該確定給付企業年金に係る事情に著しい変動があつた場合

(財政再計算の報告)

第五十条 事業主等が財政再計算を行つた場合には、第百六条第一項第三号に規定する財政再計算報告書を、当該財政再計算において計算した掛金の額に係る規約の変更を行う必要がある場合にあつては当該規約の変更の承認又は認可の申請書(第七条第一項第五号に掲げる事項の変更の場合にあつては届書)に、規約の変更を行う必要がない場合にあつては計算基準日の属する事業年度の翌事業年度の法第百条第一項に規定する事業及び決算に関する報告書にそれぞれ添付して、厚生労働大臣(当該規約の変更の承認若しくは届出又は該報告書の提出に関する権限が第二十一条の規定により地方厚生局長等に委任されている場合にあつては、地方厚生局長等)に提出しなければならない。

第五十二条 計算基準日における加入者の数が五百人に満たない確定給付企業年金(受託保証型確定給付企業年金を除く。)の掛金の額は、第四十三条の規定にかかわらず、次に定めるところにより計算することができる。

一 基礎率のうち予定利率及び予定死亡率のみを用いること。ただし、給付の額が令第二十一条第一項第二号の方法により計算される場合(第二十五条の規定により令第二十四条第一項第三号の方法を組み合わせて用いること。同号の再評価に用いる指標の予測を用いること。)における加入者の数が五百人に満たない場合は、前項の規定に基づき計算する。

二 予定利率は、下限予定利率以上四・〇パーント以下の範囲内とすること。
三 予定死亡率は、第六十二条第一号ロに規定する予定死亡率とすること。
四 令第二十四条第三項の給付の額の改定を行わないこと。
五 障害給付金を支給しないこと。
六 遺族給付金を支給する場合には、当該遺族給付金の額は、老齢給付金の保証期間の残存期間について支給する給付の現価に相当する金額又は脱退一時金(法第二十九条第一項第二号に規定する脱退一時金をいう。以下同じ。)の額以下となつてること。
七 受託保証型確定給付企業年金(閉鎖型受託保証型確定給付企業年金を除く。)の掛金の額は、第四十三条の規定にかかわらず、契約者価額の計算に用いる予定利率及び予定死亡率を用い、前項第一号、第五号及び第六号に規定するところにより計算することができる。

第五十三条 責任準備金の額は、当該事業年度の末日ににおける通常予測給付額の現価と財政悪化リスク相当額を合算した額から、掛け金の額(標準掛け金額及び補足掛け金額を合算した額又はリスク分担型企業年金掛け金額をいう。第三項において同じ。)の現価に相当する額と財政悪化リスク相当額に対応するために追加的に拠出されることとなる掛け金の額の予想額(同項において「追加拠出可能額」という。)の現価に相当する額を合算した額を控除した額とする。

二 前項の予想額の現価の計算は、前回の財政計算の基礎率を用いて行うものとする。

三 追加拠出可能額の現価に相当する額は、財政悪化リスク相当額からリスク充足額(積立金の額と掛け金の額の予想額の現価を合算した額から、掛け金の額(標準掛け金額及び補足掛け金額を合算した額又はリスク分担型企業年金掛け金額をいう。第三項において同じ。)の現価に相当する額と財政悪化リスク相当額に対応するために追加的に拠出されることがなる掛け金の額の予想額(同項において「追加拠出可能額」という。)の現価に相当する額を合算した額を控除した額とする。

四 二 通常予測給付額の現価に相当する額を控除した額(当該額が零未満となる場合にあっては、零とする。)を控除した額(当該額が零未満となる場合にあっては、零とする。)とする。

五 令第二十四条第一項第三号の再評価及び同号の方法による計算結果に係る結果をもとに、当該事業年度の末日が一月一日から三月三十一日までの間にある場合にあっては、前事業年度の末日(期間三十年のものに限る。)の利回りを勘案して厚生労働大臣が定める率とする。

二 予定死亡率は、基準死亡率に、加入者等が男子である場合にあっては〇・八六を、加入者等が女子である場合にあっては〇・八六を、それぞれ乗じて得た率とする。

三 予定死亡率は、当該事業年度の末日までの加入者期間に係る分の額は、次に掲げる方法により計算するものとする。
一 当該加入者が加入者の資格を喪失する標準的な年齢に達した日において加入者の資格を喪失する場合に支給されることとなる老齢給付金の額又は脱退一時金の額に、加入者が加入者の資格を取得した日から当該標準的な年齢に達するまでの加入者期間のうち当該事業年度の末日までの加入者期間に係る分として定めた率を乗ずる方法
二 当該事業年度の末日において当該加入者が加入者の資格を喪失した場合に支給されることとなる老齢給付金の額(第二十七条第一号の加算を行うこととなつている場合にあっては、当該加算を行わないものとして計算した額)又は脱退一時金の額に当該加入者の年齢に応じて定めた率を乗ずる方法
法第二十八条第三項の規定に基づく加入者となる前の期間の加入者期間への算入又は給付の額(以下この項において「給付改善等」という。)を行う場合にあっては、令第三十七条各号に定める加入者等の当該事業年度の末までの加入者期間に係る給付として規約で定めるもの(以下「最低保全給付」という。)の額に応じて定めた率を乗ずる方法

二 二 通常予測給付額の現価に相当する額は、当該事業年度の末日における責任準備金の額を第一項に規定する予定利率及び予定死亡率並びに前項に規定する指標の予測を算定の基礎とするならば算定されることとなる法第六十条第三項の現価で除して得た率を用いる指標の予測を計算の基礎とするものとする。

三 リスク分担型企業年金を実施している場合にあっては、法第六十条第三項の現価の算定において、積立金の額を第一項に規定する予定利率及び予定死亡率並びに前項に規定する指標の予測を算定の基礎とするならば算定されることとなる法第六十条第三項の現価で除して得た率を用いる指標の予測を計算の基礎とするものとする。

二 二 通常予測給付額の現価に相当する額は、当該事業年度の末日における責任準備金の額を第一項に規定する予定利率及び予定死亡率並びに前項に規定する指標の予測を算定の基礎とするならば算定されることとなる法第六十条第三項の現価で除して得た率を用いて計算する。

三 リスク分担型企業年金を実施している場合にあっては、法第六十二条の厚生労働省令で定めることにより算定した額は、当該事業年度の末日における責任準備金の額から、次のいずれかの額を控除した額とする。
一 法第六十二条の規定に基づき掛け金の額を再計算する場合における当該再計算による掛け金の額の引上げが可能な範囲として、次に掲げることにより、当該事業年度以後二十年間における標準掛け金額の予想額の現価に規約で定める率を乗じて得た額

イ 標準掛け金額の予想額の現価は、第四十三条第二項第一号の規定に基づき定めた予定利率を用いて計算すること。
ロ 標約で定める率は百分の十五を超えないこと。

二 二 当該事業年度の末日における責任準備金の額に時価による積立金の額の変動を勘案して規約で定める率(ただし、当該率は百分の十(第四十八条第一項第二号の方法により積立金の額と最低積立基準額)を乗じて得た額を、前項の規定に基づき計算した額から控除した額とすることができる)とする。

額に、当該確定給付企業年金の掛金の額の計算基準日を同条に規定する事業年度の末日とみなして同条の規定に基づき計算した積立上限額を得た率を乗じて得た額とすることができる。

第二節 積立金の運用

第六十七条 令第三十八条第一項第一号ハ及び令第四十条第一項第三号の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 財産目録

二 貸借対照表

三 損益計算書

(事業主が信託の契約において定めるべき事項)

第六十八条 令第三十八条第一項第一号ニの厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 事業主が、法第五十五条第一項の掛金を法第五十六条第一項の規定による規約で定める日までに信託金として払い込むものであること。

二 信託会社（法第六十五条第一項第一号に規定する信託会社をいう。以下同じ。）又は信託業務を営む金融機関が当該確定給付企業年金の毎事業年度の末日における当該契約に係る信託財産についての貸借対照表及び損益計算書を当該事業年度終了後三月以内に事業主に提出するものであること。

三 信託法（平成十八年法律百八号）第一百二十三条第一項の規定により信託管理人となるべき者を指定する場合においては、その者及び受益者代理人となるべき者の氏名又は名称（事業主から保険料として受け入れる配当金等の額）

第六十九条 令第三十八条第二項第二号に規定する事業主から保険料又は共済掛金として受け入れる額は、配当金若しくは分配金又は割戻金から、法第九十三条の規定により委託した業務についての報酬の額及び退職年金等積立金に対する法人税の額に相当する金額を控除した額とする。

(事業主が生命保険又は生命共済の契約において定めるべき事項)

第七十条 令第三十八条第二項第四号の厚生労働省令で定める事項は、生命保険の契約にあって

は第一号及び第二号に掲げる事項とし、生命共済の契約にあっては第一号及び第三号に掲げる事項とする。

第七十三条 第七十一条の規定は、令第四十一条において準用する令第三十八条第二項第四号の厚生労働省令で定める事項について準用する。

一 事業主が法第五十五条第一項の掛金を法第五十六条第一項の規定による規約で定める日までに保険料又は共済掛金として払い込むものであること。

二 生命保険会社が、当該確定給付企業年金の毎事業年度の末日における当該契約に係る保険業法（平成七年法律第百五号）第一百六十六条第一項に規定する責任準備金として積み立てられている金額のうち保険料積立金に相当する金額の計算の明細を示した書類を、当該事業年度終了後三月以内に、事業主に届け出るものであること。

三 農業協同組合連合会（全国を地区とし、農業協同組合法（昭和十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号の事業を行うものに限る。以下同じ。）が、当該確定給付企業年金の毎事業年度の末日における当該契約に係る同法第十二条の三十二に規定する責任準備金として積み立てられている金額のうち共済金（基金が信託の契約において定めるべき事項）

第七十四条 令第四十二条第一項第二項の規定による届出は、令第四十四条第二号に掲げる方法ごとに、次に掲げる事項を記載した届書に、基本方針を記載した書類を添付して、遅滞なく、地方厚生局長等に提出することによって行うものとする。

(自家運用を開始するときの届出)

第七十五条 令第四十二条第一項第二号に規定する理事の氏名及び略歴

一 令第四十二条第一項第三号に規定する専門的知識及び経験を有する者の氏名及び略歴

二 令第四十二条第一項第二項に規定する他の者又は基本方針（第八十三条第二項に規定する当該運用に関する必要な事項に係る部分に限る。以下この項において同じ。）を変更した場合においては、遅滞なく、変更に係る者の氏名及び略歴又は変更後の基本方針並びに変更の理由を記載した届書を地方厚生局長等に提出しなければならない。

(投資証券等を発行する投資法人等)

第七十六条 令第四十四条第二号の厚生労働省令で定める有価証券は、金融商品取引法第二条第一項第一号から第五号まで、第十三号、第十五号、第十八号及び第二十一号に掲げる有価証券、同項第十号及び第十一号に掲げる有価証券（令第四十四条第一号イに規定するものを除く）、金融商品取引法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券（同項第六号から第九号まで、第十二号、第十四号及び第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く）並びに令第四十二条第一号イに規定する標準物とする。

第七十七条 令第四十四条第二号の厚生労働省令で定める有価証券は、金融商品取引法第二条第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券（同項第六号から第九号まで、第十二号、第十四号及び第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）とする。

令第四十四条第二号の厚生労働省令で定める有価証券は、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、金融商品取引業者（金融商品取引法第二十九条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第二項に規定する第一種少額電子募集中取扱業者を除く。）に限る。）、同法第二条第三十項に規定する証券金融会社及び短資業者とする。

第七十八条 令第四十四条第二号ハの厚生労働省令で定める権利は、次のとおりとする。

一 証券取引所の定める基準及び方法に従い、当事者の一方の意思表示により当事者間において債券（令第四十四条第二号イに規定する標的物を含む。）の売買取引を成立させることができる権利

二 債券の売買取引において、当事者の一方が受渡日を指定できる権利であつて、一定の期間内に当該権利が行使されない場合には、当該売買取引の契約が解除されるもの（外国で行われる売買取引に係るもの）を除く。

第七十九条 令第四十四条第二号ニの厚生労働省令で定める取引は、金融商品取引法第二条第二号）第六十七条第一項に規定する規約（外国投資法人にあつては、同法第二百一十条第一項の規定により届けられる事項（同条第二項の規定

十一項に規定する市場デリバティブ取引（同項第一号に掲げる取引に係るものに限る。）及び同条第二十三項に規定する外国市場デリバティ取引（同条第二十一項第一号に掲げる取引に類似するものに限る。）とする。

（有価証券指標等の変動と一致させる運用）

第八十条 令第四十四条第二号へ（2）の厚生労働省令で定めるものは、多数の銘柄の価格の水準を総合的に表した株価指数であつて、同号へ（2）に規定する有価証券指標（次項において「有価証券指標」という。）に準ずるものとして厚生労働大臣が指定するもの（次項において「指定株価指数」という。）とする。

2 令第四十四条第二号へ（2）の規定による株式の売買は、次に掲げるところにより運用するものとする。

一 有価証券指標又は指定株価指数（以下「株価指数」という。）に採用されている銘柄の株式のうちからその全部又は一部について、次のいずれかの方法により株式の銘柄及びその株数の選定を行うこと。

ロ 株価指数に採用されているすべての銘柄の株式を、発行している株式会社の業種その他の別銘柄の時価総額構成比率その他の構成比率に応じて算出される株数を選定するもの

ハ 株価指数として百分率で表した数と予想される株価指数の変化率として百分率で表した数との差の分散をあらかじめ推計し、当該推計値を最小化するよう個別銘柄の株式及びその株数を選定するもの

二 イからハまでに掲げる方法に類する方法で個別銘柄の株式及びその株数を選定するもの

ホ イからニまでに掲げる方法を組み合わせて個別銘柄の株式及びその株数を選定するもの

二 電子計算機を使用して株価指数の変動との一致の状況の把握及び分析を行ふことができるシステムが構築されていること。

3 令第四十四条第二号へ（2）に規定する厚生労働省令で定める有価証券指標は、次のいずれかに該当するものとする。

一 東証株価指数

二 Russell / Nomura Prim e インデックス
(先物及びオプションによる運用)

第八十一条 積立金の運用を債券先物（令第四十条第二号イに規定する標準物をいう。以下同じ。）の売買若しくは債券オプション（同号ハに規定する債券オプションをいう。以下同じ。）の取得若しくは付与、株価指数先物（同号へ（3）に規定する取引に係る対象物をいう。以下同じ。）の売買若しくは株価指数オプション（同号へ（3）に規定する取引に係る権利をいう。以下同じ。）の取得若しくは付与又は先物又はオプションによる運用」という。）により行う場合には、その内容が次の各号に該当するものでなければならない。

一 現物債券又は現物株式（令第四十四条第二号イ又はハ（2）に掲げる方法により運用される債券又は株式をいう。以下同じ。）の価格変動又は為替変動（外国通貨をもつて表示される現物債券に係るものに限る。以下同じ。）の危険の防止又は軽減を目的とし、積立金の運用の健全性に配意し、投機的取引を行わないこと。

二 保有している現物債券若しくは外国為替（令第四十四条第二号ニに掲げる方法により運用される外國通貨をもつて表示される支払手段をいう。以下この号において同じ。）の売却、取引条件が明確な現物債券若しくは外國為替の取得又は取引条件が明確な差金の授受を将来の一定の時期に相当の確定さをもつて行うこと。

三 現物債券又は現物株式が現に価格変動又は為替変動の危険にさらされていること。

四 先物又はオプションによる運用を行うことにより、前号の危険が防止され、又は軽減されること。

二 成割合と実際の資産の構成割合との乖離が現生じ、当該乖離を縮小することを目的とする場合にあつては、前項の規定にかかわらず、積立金の運用を先物又はオプションによる運用により行うことができる。ただし、当該運用は、前項第二号に該当する内容のものであつて、当該運用を行うことにより、当該乖離が縮小されなければならない。

金の運用を先物又はオプションによる運用により行うことができる。ただし、当該運用は、前項第二号に該当する内容のものであつて、当該運用を行ふことにより、当該乖離が縮小されなければならない。

（基本方針を定めることを要しない規約型企業年金の要件）

第八十二条 令第四十五条第一項の厚生労働省令で定める要件は、当該確定給付企業年金が受託保証型確定給付企業年金であることとする。

（運用の基本方針に定めるべき事項）

第八十三条 令第四十五条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 積立金の運用の目標に関する事項

二 法第六十五条第一項及び第二項又は法第六十六条第一項、第二項及び第四項の規定による運用（令第四十五条第六項に規定する生命保険又は生命共済の契約を除く。）に係る資産の構成に関する事項

三 法第六十五条第一項及び第二項又は法第六十六条第一項（法第六十五条第一項第一号の規定による信託の契約であつて、令第三十八条第一項第二号に該当するものを除く。）に規定する信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会又は金融商品取引業者（以下この条において「運用受託機関」という。）の選任に関する事項

四 運用受託機関の業務（以下この項において「運用業務」という。）に関する報告の内容及び方法に関する事項

5

五 運用受託機関の評価に関する事項

6

六 運用業務に關し遵守すべき事項

7

前各号に掲げるもののほか、運用業務に關し必要な事項

一 当該事業主及び基金に使用され、その事務に從事する者として、前号の資産の構成割合の決定に関し、専門的知識及び経験を有する者を置くよう努めること。

二 受託保証型確定給付企業年金を実施する事業主は、次に掲げるところにより、積立金の運用を行うよう努めなければならない。

一 法第六十五条第一項及び第二項又は法第六十六条第一項、第二項及び第四項の規定による運用に係る資産について、長期にわたり維持すべき資産の構成割合を適切な方法により定めること。

二 当該事業主及び基金に使用され、その事務に從事する者として、前号の資産の構成割合の決定に関し、専門的知識及び経験を有する者を置くよう努めなければならない。

一 法第六十五条第一項及び第二項又は法第六十六条第一項、第二項及び第四項の規定による運用に係る資産について、長期にわたり維持すべき資産の構成割合を適切な方法により定めること。

二 当該事業主は、当該確定給付企業年金の毎事業年度の末日において、法第六十五条第一項及び第二項又は法第六十六条第一項、第二項及び第四項の規定による運用に係る資産を価値により評価し、その構成割合を確認しなければならない。

（運用の基本方針の作成又は変更に当たつて加入者の意見を聴く方法）

第八十四条 令第四十五条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により加入者の意見を聴く場合には、次のいずれかの方針により行うものとする。

4 事業主等（第八十二条の要件に該当する規約型企業年金の事業主を除く。）は、令第四十五条第六項の規定により運用受託機関に対して第一項第二号及び第四号から第七号までに掲げる事項のほか、運用手法に関する事項を記載した基本方針と整合的な運用指針を作成し、これを交付しなければならない。

（積立金の運用）

第八十四条 事業主（受託保証型確定給付企業年金を実施する事業主を除く。以下この項において同じ。）及び基金は、次に掲げるところにより同号ハに規定する標準物をいう。以下同じ。

一 法第六十五条第一項及び第二項又は法第六十六条第一項、第二項及び第四項の規定による運用（令第四十五条第六項に規定する生命保険又は生命共済の契約を除く。）に係る資産の構成に関する事項

二 法第六十五条第一項及び第二項又は法第六十六条第一項（法第六十五条第一項第一号の規定による信託の契約であつて、令第三十八条第一項第二号に該当するものを除く。）に規定する信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会又は金融商品取引業者（以下この条において「運用受託機関」という。）の選任に関する事項

三 法第六十五条第一項及び第二項又は法第六十六条第一項（法第六十五条第一項第一号の規定による信託の契約であつて、令第三十八条第一項第二号に該当するものを除く。）に規定する信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会又は金融商品取引業者（以下この条において「運用受託機関」という。）の選任に関する事項

四 運用受託機関の業務（以下この項において「運用業務」という。）に関する報告の内容及び方法に関する事項

5

五 運用受託機関の評価に関する事項

6

六 運用業務に關し遵守すべき事項

7

前各号に掲げるもののほか、運用業務に關し必要な事項

2 法第六十六条第一項に掲げる方法により運用を行う基準については、前項各号に掲げる事項のほか、当該運用に係る事務処理の体制に関する事項、当該運用の評価に関する事項その他の当該運用に關し必要な事項を規定するものとする。

3 前項に規定する基金、法第五十六条第二項の規定により掛金を金銭に代えて株式で納付する規約型企業年金の事業主及び同項の規定により株式の納付を受ける基金並びにリスク分担型企業年金を実施する事業主等は、第一項第二号に規定する事項において、次条第一項第一号に規

一 規約で定めるところにより加入者の代表者を選任し、必要に応じて当該代表者が参画する委員会を設置して次に掲げる措置を講ずる方法

イ 基本方針を作成又は変更する際に、当該代表者に意見を述べる機会を与えること。

ロ 年一回以上、基本方針に関して、当該代表者に意見を述べる機会を与えること。

ハ 当該代表者からの求めがあつた場合に、毎事業年度の積立金の資産の額その他積立て金の運用の実績を当該代表者に開示すること。

二 基金型企業年金にあつては、次に掲げる措置を講ずる方法

イ 基本方針を作成又は変更する際に、規約で定めるところにより加入者に意見の提出の機会を与えること。

ロ 基本方針を作成又は変更する際に、代議員会の議決を経ること。

ハ 代議員からの求めがあつた場合に、毎事業年度の積立金の資産の額その他積立て金の運用の実績を当該代議員に開示すること。

三 次に掲げる確定給付企業年金以外の確定給付企業年金にあつては、第八十七条の規定に基づき周知される基本方針に関する意見を聞く方法

イ 第二十九条第三号の積立金の運用利回りの実績に基づき令第二十四条第一項第三号の再評価若しくは同条第三項の改定を行う確定給付企業年金（第二十九条第四号又は第五号において同条第三号の積立金の運用利回りの実績を用いるものを含み、国債、保険業法施行規則第七十五条の二第一項第一号に規定する一般勘定を設ける保険契約に係る資産その他これらに準ずる資産のみで資産を構成し、資産の構成割合をあらかじめ規約で定めるもの及び受託保証型確定給付企業年金を除く。）の加入者の代表者は、規約で定めるところにより、専門的知識及び経験を有する代理人に同号イ及びロの意見を述べさせることができ。

ロ リスク分担型企業年金

前項第一号の加入者の代表者は、規約で定めるところにより、専門的知識及び経験を有する代理人に同号イ及びロの意見を述べさせることができる。

3 第一項第三号イ又はロに掲げる確定給付企業年金を実施する事業主又は基金は、基本方針の作成又は変更に当たつて、第一項第一号イ若しくはロ又は第二号イの意見を十分に考慮しなければならない。

（運用の基本方針の周知）

第八十四条の三 令第四十五条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の基本方針の周知は、法第七十三条の業務概況の周知により行うことができるものとする。

（資産運用委員会の構成員）

第八十四条の四 令第四十六条の二第一項の厚生労働省令で定める額は、百億円とする。

第八十四条の五 事業主等は、令第四十六条の二第一項に規定する資産運用委員会（次条において「資産運用委員会」という。）に、積立金の管理及び運用に関し専門的知識及び経験を有する者を構成員として加えることができる。

（会議録等）

第八十四条の六 資産運用委員会の会議については、議事の経過の要領及びその結果を記載した会議録を作成し、保存しなければならない。

第八十四条の七 理事長及び管理運用業務を執行する理事は、前項の議事の経過その他の情報について、代議員会に報告しなければならない。

第八十四条の八 事業主等は、資産運用委員会の会議の議事の概要について、加入者に周知させなければならぬ。

（規約の変更に係る事業主への情報提供）

第八十五条の三 第八条第二項の代表は、規約変更をしようとするときは、当該変更に係る実施事業所の事業主（当該代表を除く。）に対し、遅滞なく、当該変更の内容及び規約変更日に関する情報の提供を行わなければならない。

第八十五条の四 法第六十九条第二項第二号の厚生労働省令で定める行為は、特別な利益の提供を受けて契約を締結することとする。

（事業主の禁止行為）

第八十五条の五 法第七十二条第一項の規定に基づき、その確定給付企業年金に係る業務の概況については、第八十二条の要件に該当する規約型企業年金の事業主を除き、第八号に掲げる事項についてはリスク分担型企業年金を実施する事業主等に限る。）が法第七十二条第一項の規定に基づき、その確定給付企業年金に係る業務の概況について加入者に周知させる場合においては、毎事業年度一回以上、当該時点における次に掲げる事項（第二号から第六号までに掲げる事項にあっては、当該時点における直近の概況。以下この条において「周知事項」という。）を加入者に周知させるものとする。

第八十五条の六 第八十五条の二第一項第一号に規定する一般勘定を設ける保険契約に係る法人税の算定に係る事項等の通知

第八十五条の七 第八十五条の二第一項第一号に規定する法人税の算定に係る事項その他の当該契約において定める事項を通知しなければならない。

（加入者等の個人情報の取扱い）

第八十五条の八 第六章 行為準則

第八十五条の九 第六章 行為準則

（加入者等の個人情報を収集し、保管し、又は使用するに当たつては、その業務の遂行に必要な範囲内で当該個人に関する情報を取り集し、保管し、及び使用するものとする。ただ

し、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

のいずれかの方法によるものとする。

一、常時各実施事業所の見やすい場所に掲示する方法

二、書面を加入者に交付する方法

三、電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録である）の記録等）

四、電子情報処理組織（送信者の使用に係る電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録等

（電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録等

七条第一項の規定により基金を分割する場合における分割された規約型企業年金の資産管理運用機関又は分割により設立された基金（以下この項において「移換先確定給付企業年金」といいう。）に移換する積立金の額の算定方法は、次の各号のいずれかの方法とする。

一 当該分割を行う日（以下この号において「分割日」という。）の前日における当該分割を行った規約型企業年金又は基金の積立金（以下この項において「分割時積立金」という。）の額を分割日の前日、直近の財政計算の計算基準日その前の財政計算の計算基準日又は分割日が属する事業年度の前事業年度の末日における次に掲げる額のいずれかに応じて按分する方法

イ 通常予測給付額の現価

ロ 数理債務の額

ハ 数理債務の額から特別掛金額の予想額の現価と第四十七条に定める掛け金の額の予想額の現価を合算した額を控除した額

二 分割日の前日、直近の財政計算の計算基準日若しくはその前の財政計算の計算基準日を法第六十条第三項に規定する事業年度の末日とみなして同項の規定に基づき算定した最低積立基準額

二 次に定める額のうち、移換先確定給付企業年金に係る額の合計額とする方法（分割時積立金の額が本号イの算定に用いる前号に掲げる額を下回る場合に限る。）

イ 前号に掲げるいずれかの額のうち受給者等に係る部分の額（分割時積立金の額が前号に掲げるいずれかの額のうち受給権者等に係る部分の額の合計額を下回る場合にあっては、当該分割時積立金の額を当該前号に掲げるいずれかの額のうち加入者（受給権者を除く。）に係る部分の額に応じて按分して得た額

三 積立割合（調整率又は超過比率が減少しないよう移換先確定給付企業年金に移換する積立金の額を定める方法（リスク分担型企業年金の場合において、分割により積立割合、調

整率又は超過比率が減少することが見込まれる場合に限る。）

四 その他の厚生労働大臣が定める方法（厚生労働大臣が定める場合に限る。）

前項の規定は、法第七十九条第一項の規定により移換する積立金の額について準用する。

この場合において、前項中「分割」とあるのは、「権利義務移転」と読み替えるものとする。

（実施事業所の減少に係る掛け金の一括徴収）

二 実施事業所の事業主は、次のとおりとする。

一 実施事業所の事業主が、分割又は事業の譲渡により他の実施事業所の事業主以外の事業主にその事業の全部又は一部を承継させる場合

二 前号に規定する場合のほか、規約で定めるところにより、実施事業所に使用される当該確定給付企業年金の加入者の数が減少する場合

第八十八条の二 法第七十八条第三項の厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとする。

一 実施事業所の事業主が、分割又は事業の譲渡により他の実施事業所の事業主以外の事業主にその事業の全部又は一部を承継させる場合

二 前号に規定する場合のほか、規約で定めるところにより、実施事業所に使用される当該確定給付企業年金の加入者の数が減少する場合

（減少実施事業所の事業主が拠出すべき額と計算した額との差額）

ハ 減少実施事業所の減少に併せて掛け金の額により増加することとなる掛け金の額のうち減少実施事業所の事業主が拠出すべき額と計算した額との差額

三 第六十三条第三項に規定する事業年度の末日とみなして同項の規定に基づき算定した最低積立基準額を下回ることが見込まれる場合において、当該下回る額の見込額のうち減少実施事業所に係る分として規約で定めるところにより合理的に計算した額とする方法

四 第一号又は第三号の額のうちいずれか大きい額とする方法

五 第二号又は第三号の額のうちいずれか大きい額とする方法

六 その他厚生労働大臣が定めるところにより計算した額とする方法（第八十七条の二第一項第四号の厚生労働大臣が定める場合に限る。）

二 前号の方法により計算した額に規約で定めることにより次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める額を加算した額とする方法

イ 減少実施事業所が減少する日（以下この条において「減少日」という。）において、積立金の額が当該減少日を法第六十条第二項に規定する事業年度の末日とみなして同項の規定に基づき算定した責任準備金の額を下回ることが見込まれる場合（当該下回る額の見込額を償却するため必要となる積立金の額として合理的に計算した額）

二 実施事業所の一部に係る事業に主として従事していた者

第八十九条 令第四十九条第一号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 令第四十九条第一号に規定する譲渡事業主の実施事業所に使用される者であって、事業の承継が行われる時点において承継される事業に主として従事していたもの

二 事業の承継の時点において承継される事業に主として従事していない者であって、当該時点後に当該承継される事業に主として従事することとなることが明らかであるもの

（他の確定給付企業年金から権利義務を承継する場合における加入者期間の取扱い）

二 実施事業所の事業主が負担することとなる第四十五条第一項に規定するその他の掛け金の額を加算することができる。

（実施事業所の減少の特例を適用する場合の手続等）

第八十八条の三 法第七十八条の二第一号の確定給付企業年金を継続することが困難であると認められることは、同条の規定による実施事業所の減少に関する事項を規約に定めた場合であつて、当該事項を規約に定めた日以後に減少させようとする実施事業所の事業主が一年分に相当立金の額が前回の財政計算の計算基準日に

おいて用いた第四十八条第一項に規定する方法で評価した積立金の額を下回ることが見込まれる場合にあっては、当該期間に係る償却するために必要な掛け金の額のうち減少実施事業所の事業主が拠出することとなることが見込まれる掛け金の額として合理的に計算した額

ハ 減少実施事業所の減少に併せて掛け金の額により増加することとなる掛け金の額のうち減少実施事業所の事業主が拠出すべき額と計算した額との差額

三 第八条第二項の規定は、規約型企業年金に係る前項の申請について準用する。

四 前三号に掲げるもののほか、承認等に当たつて必要な書類

五 第八条第二項の規定は、規約型企業年金に係る前項の申請について準用する。

六 令第四十九条第一号に規定する譲渡事業主の実施事業所に使用される者であって、事業の承継が行われる時点において承継される事業に主として従事していたもの

（他の確定給付企業年金から権利義務を承継する場合における加入者期間の取扱い）

二 実施事業所の事業主が負担することとなる第四十五条第一項に規定するその他の掛け金の額を加算することができる。

（実施事業所の減少の特例を適用する場合の手続等）

第八十九条の二 令第五十条第八項の規定により、移転確定給付企業年金（法第七十九条第一項に規定する移転確定給付企業年金をいう。以下この条及び第九十四条において同じ。）の加

する額（当該事業主がその責に帰することができない事由により掛け金を納付することができない期間がある場合には、当該期間に係る掛け金額に相当する額を除く。）を超えて掛け金の納付を怠ったこととする。

二 事業主等は、法第七十八条の二の規定により実施事業所を減少させようとする場合には、当該実施事業所の事業主に対し、掛け金の納付を怠つた理由について弁明の機会を与えなければならない。

三 法第七十八条の二の承認（確定給付企業年金が基金型企業年金である場合にあっては、認可。第四号において「承認等」という。）の申請は、申請書に次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

一 規約型企業年金の場合にあっては、令第四十八条の二第一項の同意を得たことを証する書類

二 第二項の弁明の内容を記載した書類

三 減少させようと/orする事業主の掛け金の納付状況を示した書類

四 前三号に掲げるもののほか、承認等に当たつて必要な書類

五 第八条第二項の規定は、規約型企業年金に係る前項の申請について準用する。

六 令第四十九条第一号に規定する譲渡事業主の実施事業所に使用される者であって、事業の承継が行われる時点において承継される事業に主として従事していたもの

（他の確定給付企業年金から権利義務を承継する場合における加入者期間の取扱い）

二 実施事業所の事業主が負担することとなる第四十五条第一項に規定するその他の掛け金の額を加算することができる。

（実施事業所の減少の特例を適用する場合の手続等）

第八十九条の三 法第七十八条の二第一号の確定給付企業年金を継続することが困難であると認められることは、同条の規定による実施事業所の減少に関する事項を規約に定めた場合であつて、当該事項を規約に定めた日以後に減少させようとする実施事業所の事業主が一年分に相当立金の額が前回の財政計算の計算基準日に

入者期間を承継確定給付企業年金（法第七十九条第一項に規定する承継確定給付企業年金をいいう。以下この条及び第九十四条において同じ。）の加入者期間とみなす場合にあっては、移転確定給付企業年金及び承継確定給付企業年金の規約の定めるところにより行うものとする。
 （脱退一時金相当額の他の確定給付企業年金への移換の申出）

第八十九条の三 法第八十一条の二第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があつたときは、当該申出を受けた事業主等は、移換先確定給付企業年金（法第八十一条の二第一項に規定する移換先確定給付企業年金をいう。以下同じ。）の事業主等に対し、当該中途脱退者（令第五十条の二第一項に規定する中途脱退者をいう。以下同じ。）に係る次に掲げる事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。

月日

（脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間の一部を合算する場合における算定方法）

第八十九条の四 令第五十条の三の規定により脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間の一時金相当額の算定の基礎となるべき期間の一部を、当該中途脱退者に係る移換先確定給付企業年金の加入者期間に算入するときは、次の各号に掲げる要件を満たす算定方法によらなければならない。

（脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間の一部を、当該中途脱退者に係る移換先確定給付企業年金の加入者期間に算入するときは、次の各号に掲げる要件を満たす算定方法によらなければならない。）

（脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間となつた期間を超える場合は、当該算定の基礎となる期間を算定すること。ただし、算定された期間が脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間となつた期間とすること。）

（脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間が一年未満である者に限り、その旨を規約で定めること。）

第八十九条の五 令第五十条の四第一項の規定により事業主等が加入者の資格を喪失した者（以下「資格喪失者」という。）に脱退一時金相当額の移換に関する判断に資する必要な事項について説明するときは、当該資格喪失者の脱退一時金相当額（当該資格喪失者が負担した掛金がある場合にあっては、本人拠出相当額を含む。）その他脱退一時金相当額の移換に関する判断に資する必要な事項を説明しなければならない。

2 令第五十条の四第二項の規定により事業主等が加入者の資格を取得した者に脱退一時金相当額の移換に関する必要な事項について説明するときは、次の各号に掲げる事項を説明しなければならない。

（脱退一時金相当額の算定により移換先確定給付企業年金の加入者期間に算入する期間及びその算定方法）

三 前条第二号の規約を定めている場合にあっては、その旨及びその概要

四 その他脱退一時金相当額の移換に係る判断に資する必要な事項

（脱退一時金相当額の移換を受けた旨の通知）

第八十九条の六 法第八十一条の二第五項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載して行うものとする。

一 移換先確定給付企業年金の資産管理運用機関等が脱退一時金相当額の移換を受けた年月日及びその額

二 令第五十条の三の規定により移換先確定給付企业年金の加入者期間に算入される期間（規約型企業年金の統合の承認の申請）

三 分割された規約型企業年金の規約

四 前二号に掲げるもののほか、承認に当たつて必要な書類

（基金の合併の認可の申請）

第九十条 法第七十四条第一項の規定による規約型企業年金の統合の承認の申請

2 第八条第二項の規定は、前項の申請について準用する。

（基金の合併の認可の申請）

第九十二条 法第七十六条第一項の規定による基金の合併の認可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

一 合併しようとする基金の名称、基金番号及び加入者の数

二 合併により設立される基金の名称及び住所又は合併後存続する基金の名称

（規約型企業年金の事業主の名称及び規約番号を記載した申請書に、次に掲げる書類添付して、厚生労働大臣（当該統合の承認に関わる権限が第百二十一條の規定により地方厚生局长等に委任されている場合にあっては、地方厚生局长等）に提出することによって行うものとす）

三 その他当該中途脱退者について不适当に差別的なものでなく合理的な計算方法であると認められること。

第八十九条の五 令第五十条の四第一項の規定により事業主等が加入者の資格を喪失した者（以下「資格喪失者」という。）に脱退一時金相当額の移換に関する判断に資する必要な事項について説明するときは、当該資格喪失者の脱退一時金相当額（当該資格喪失者が負担した掛金がある場合にあっては、本人拠出相当額を含む。）その他脱退一時金相当額の移換に関する判断に資する必要な事項を説明しなければならない。

2 令第五十条の四第二項の規定により事業主等が加入者の資格を取得した者に脱退一時金相当額の移換に関する必要な事項について説明するときは、次の各号に掲げる事項を説明しなければならない。

（脱退一時金相当額の算定により移換先確定給付企業年金の加入者期間に算入する期間及びその算定方法）

三 前条第二号の規約を定めている場合にあっては、その旨及びその概要

四 その他脱退一時金相当額の移換に係る判断に資する必要な事項

（脱退一時金相当額の移換を受けた旨の通知）

第八十九条の六 法第八十一条の二第五項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載して行うものとする。

一 移換先確定給付企業年金の資産管理運用機関等が脱退一時金相当額の移換を受けた年月日及びその額

二 令第五十条の三の規定により移換先確定給付企业年金の加入者期間に算入される期間（規約型企業年金の統合の承認の申請）

三 分割された規約型企業年金の規約

四 前二号に掲げるもののほか、承認に当たつて必要な書類

（基金の合併の認可の申請）

第九十条 法第七十四条第一項の規定による規約型企業年金の統合の承認の申請

2 第八条第二項の規定は、前項の申請について準用する。

（基金の合併の認可の申請）

第九十二条 法第七十六条第一項の規定による基金の合併の認可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

一 合併しようとする基金の名称、基金番号及び加入者の数

二 合併により設立される基金の名称及び住所又は合併後存続する基金の名称

（規約型企業年金の事業主の名称及び規約番号を記載した申請書に、次に掲げる書類添付して、厚生労働大臣（当該統合の承認に関わる権限が第百二十一條の規定により地方厚生局长等に委任されている場合にあっては、地方厚生局长等）に提出することによって行うものとす）

一 移転確定給付企業年金の事業主の名称及び規約番号（移転確定給付企業年金が基金型企業年金である場合にあっては、基金の名称及び基金番号）

2 合併により基金が設立される場合にあっては、前項の申請書には、次に掲げる書類を添付する。

二 承継確定給付企業年金の事業主の名称及び規約番号（承継確定給付企業年金が基金型企業年金である場合にあっては基金の名称及び基金番号とし、承継確定給付企業年金がまだ実施されていない場合にあっては規約番号又は基金番号を除く。）
三 移転する権利義務の限度
前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 移転確定給付企業年金が規約型企業年金である場合にあっては、法第七十九条第四項の規定により準用する法第七十四条第二項の同意を得たことを証する書類
二 令第五十条第一項第一号の同意を得たことを証する書類
三 令第五十条第一項第二号の同意を得たことを証する書類（令第四十九条第二号の場合を除く。）
四 移転確定給付企業年金が規約型企業年金である場合であつて、移転確定給付企業年金の実施事業所の一部に使用される加入者等の給付の支給に関する権利義務の移転を申し出るときは、令第五十条第四項の同意を得たことを証する書類（令第四十九条第二号の場合を除く。）
五 令第五十条第七項の同意を得たことを証する書類
六 第五十条第四号ハに掲げる場合であつて、同号の規定に基づく財政再計算を行わないときは、財政再計算を行わない理由を示した書類
七 前各号に掲げるもののほか、承認等に当たつて必要な書類
八 令第五十条第七項の同意を得たことを証する書類
九 本条の規定による給付の支給に係る権利義務の移転に伴い、移転確定給付企業年金の規約の変更の承認等を申請する場合にあっては、該申請は、当該権利義務の承継の承認等の申請と同時にわなければならない。
十 本条及び第三条の規定は令第五十条第一項第二号及び第四項並びに令第五十三条第二項及び第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の同意を得る場合について、第八条第一項及び第四項の申請について準用する。（規約型企業年金から基金への移行の申請）
十一 同号の規定に関する権利義務の移転の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。
十二 前各号に掲げるものほか、承認等に当たつて必要な書類
十三 権利義務の移転に伴い、移転確定給付企業年金の規約の変更の承認等を申請する場合は、財政再計算を行わない理由を示した書類
十四 本条の規定による給付の支給に係る権利義務の移転に伴い、移転確定給付企業年金の規約の変更の承認等を申請する場合は、該申請は、当該権利義務の移転の申請と同時にわなければならない。
十五 法第七十九条第二項の規定による同条第一項の規定による給付の支給に係る権利義務の承継の承認等の申請は、第一項第一号及び第二号に掲げたることを証する書類を添付しなければならない。
十六 法第七十九条第二項の規定による同条第一項の規定による給付の支給に係る権利義務の承継の承認等の申請は、第一項第一号及び第二号に掲げたことと同一の申請と同時に行わなければならぬ。
十七 本条の規定により地方厚生局長等に委任されている場合にあっては、地方厚生局長等に提出することによつて行うものとする。

一 承継確定給付企業年金が規約型企業年金である場合にあっては、前項の申請書には、令第五十三条第七項の規定により準用する同条第一項第一号の同意を得たことを証する書類
二 承継確定給付企業年金が規約型企業年金である場合にあっては、法第七十九条第四項の規定により準用する法第七十四条第二項の同意を得たことを証する書類
三 承継確定給付企業年金がまだ実施されていない場合にあっては、令第五十三条第二項又は第五十三条第七項の規定により準用する法第七十四条第二項の同意を得たことを証する書類
四 承継確定給付企業年金がまだ実施されていない場合にあっては、令第五十三条第二項又は第五十三条第七項の規定により準用する法第七十四条第二項の同意を得たことを証する書類
五 前各号に掲げるもののほか、承認等に当たつて必要な書類
六 権利義務の承継に伴い、承継確定給付企業年金の規約の変更の承認等を申請する場合には、当該申請は、当該権利義務の承継の承認等の申請と同時にわなければならない。
七 第二条及び第三条の規定は令第五十条第一項第二号及び第四項並びに令第五十三条第二項及び第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の同意を得る場合について、第八条第一項及び第四項の申請について準用する。

一 権利義務の移転に係る規約型企業年金の支給に係る権利義務の移転の申出の承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。
二 前各号に掲げるもののほか、承認等に当たつて必要な書類
三 権利義務の移転に係る基準がまだ設立されていない場合
四 権利義務の承継に伴い、当該権利義務の承継に係る規約型企業年金の規約の変更の承認を申請する場合には、当該申請は、当該権利義務の承継の承認等の申請と同時にわなければならない。
五 法第八十条第二項の規定による給付の支給に係る権利義務の承継の承認の申請は、前項各号に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

一 権利義務の移転に係る規約型企業年金の支給に係る権利義務の移転の申出の承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。
二 前各号に掲げるもののほか、承認等に当たつて必要な書類
三 権利義務の承継に係る基準がまだ設立されていない場合
四 権利義務の承継に伴い、当該権利義務の承継に係る規約型企業年金の規約の変更の承認を申請する場合には、当該申請は、当該権利義務の承継の承認等の申請と同時にわなければならない。
五 法第八十条第二項の規定による給付の支給に係る権利義務の承継の承認の申請は、前項各号に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

（資産の移換をする場合の掛金の一括拠出に係る積立金の算定方法）

第九十六条の二 令第五十四条の四に規定する厚生労働省令で定める方法は、第八十七条の二第二
--

一 一項各号に掲げる方法とする。この場合において、同項各号中「分割」とあるのは「移換」と、「移換先確定給付企業年金」とあるのは「実施事業所の事業主が実施する企業型年金の資産管理機関」と読み替えるものとする。

二 脱退一時金相当額の確定拠出年金への移換の申出等

(加入者の全てが移換加入者以外の加入者である実施事業所の事業主の掛金が増加しない場合)

第九十六条の五 法第八十二条の二第四項の厚生労働省令で定める場合は、次のいずれかの場合とする。

一 法第七十八条第一項の規定により実施事業所が減少する場合(第八十八条各号に規定する事由が生じた場合を含む。)であつて、当該減少に伴い他の実施事業所の事業主の掛金が増加しない場合又は法第七十八条第三項の規定により掛金を一括して拠出する場合

二 法第八十二条の二第一項の規定に基づき積立金の一部を移換することに伴い減少する数理債務の額から当該移換に伴い減少する特別積金額及び第四十七条に規定する掛け金の額(当該移換を行う実施事業所の事業主が拠出するものに限る。)の予想額の現価を扣除した額(次号において「数理債務等の額」という。)が、当該移換に伴い減少する積立金の額(令第五十四条の四の規定に基づき掛け金として拠出する額を除く。)を下回らない場合

三 当該移換を行う実施事業所の事業主が、法第八十二条の二第一項の規定に基づき積立金の一部を移換することに伴い減少する積立金の額(令第五十四条の四の規定に基づき掛け金として拠出する額を除く。)から当該移換に伴い減少する数理債務等の額を控除した額に相当する額を、過去勤務債務の額に係る特別掛け金額として拠出することを規約で定めている場合

(積立金を移換した者に係る給付の支給義務)

第九十六条の六 事業主等は、法第八十二条の二第一項の規定に基づき積立金の一部を移換したときは、当該移換に伴い加入者の給付の額を減額することにより、当該給付の支給に関する義務を免れる。(残余財産の個人型年金への移換の申出等)

第九十六条の七 法第八十二条の四第一項の規定による残余財産の移換の申出があつたときは、当該申出を行つた終了制度加入者等(同項に規定する終了制度加入者等をいう。以下この条において同じ。)に係る次の各号に掲げる事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。

二 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二 残余財産の額並びに終了した確定給付企業年金の加入者の資格の取得及び喪失の年月日は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該終了制度加入者等に送付することによって行うものとする。

一 国民年金基金連合会が残余財産の移換を受けた年月日及びその額

二 確定拠出年金法第七十四条の二第二項の規定により同法第七十三条において準用する同法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入される期間

第九十六条の八 法第八十二条の五第一項の厚生労働省令で定める行為は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行為とする。

一 当該実施事業所の事業主が中小企業退職金共済法第二条第三項に規定する退職金共済契約の当事者である事業主(以下この条において「共済契約者」という。)でない場合

イ 共済契約者(中小企業退職金共済法第三条のイからへまでに定める行為

イイ 共済契約者(中小企业退職金共済法第三条のイからへまでに定める行為とす

イイイ 实施事業所(確定拠出年金法第三条第三項第二号に規定する実施事業所を含む。以

イイイイ 当該実施事業所の事業主が共済契約者又は当該共済契約者である場合の区分に応じ、当該各号に定める行為とする。

二 当該実施事業所の事業主が中小企業退職金共済契約の当事者である事業主(以下この条において「共済契約者」という。)でない場合

イ 共済契約者(中小企业退職金共済法第三条の四第一項の規定による申出をしようとする者を除き、当該共済契約者が実施事業所の事業主である場合であつて、法第六十二条の五第一項の規定による申出がで

イイ 共済契約者との会社法(平成十七年法律第八十

六号)第二条第二十七条に規定する吸収合併(同法以外の法令に基づく吸収合併に相当する行為を含む。次号において同じ。)

口 共済契約者との会社法第二条第二十八号に規定する新設合併(同法以外の法令に基づく新設合併に相当する行為を含む。次号において同じ。)

ハ 会社法第二条第二十九号に規定する吸收合併により、当該実施事業所の事業主が、相手方共済契約者にその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継させる

二 会社法第二条第二十九号に規定する吸収合併により、当該実施事業所の事業主が、相手方共済契約者又は相手方実施事業所事業主と共同して行う会社法第二条第三十

号に規定する新設分割(同法以外の法令に基づく新設分割に相当する行為を含む。次号において同じ。)により、当該実施事業所の事業主が、相手方共済契約者にその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継するものとする。

二 会社法第二条第二十九号に規定する吸収合併により、当該実施事業所の事業主が、相手方共済契約者又は相手方実施事業所事業主からその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継させ

二 会社法第二条第二十九号に規定する吸収合併により、当該実施事業所の事業主が、相手方共済契約者又は相手方実施事業所事業主と共同して行う会社法第二条第三十

号に規定する新設分割(同法以外の法令に基づく新設分割に相当する行為を含む。次号において同じ。)により、当該実施事業所の事業主が、相手方共済契約者にその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継するものとする。

二 会社法第二条第二十九号に規定する吸収合併により、当該実施事業所の事業主が、相手方共済契約者又は相手方実施事業所事業主からその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継させ

二 会社法第二条第二十九号に規定する吸収合併により、当該実施事業所の事業主が、相手方共済契約者又は相手方実施事業所事業主と共同して行う会社法第二条第三十

つた期間が一年未満である者に限り、その旨を規約で定めること。

三 その他当該加入者について不當に差別的なものでなく合理的な計算方法であると認められること。

(積立金の移換に関する事項の説明義務)

第九十六条の十二 事業主等は、当該確定給付企業年金の加入者が当該加入者の資格を喪失した場合又は当該確定給付企業年金が終了した場合であつて、法第八十二条の五第一項に規定する合併等を実施した事業主が同項の規定による申出をしようとするときは、中小企業退職金共済法第三十一条の二第一項の規定による積立金の移換に関する必要な事項について、当該加入者の資格を喪失した者又は当該確定給付企業年金が終了した日において当該確定給付企業年金の加入者であった者に説明しなければならない。

(個人別管理資産の移換に関する事項の説明義務)

第九十六条の十三 事業主等は、当該確定給付企業年金の加入者が、確定拠出年金法第五十四条の四又は第七十四条の四の規定により当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に個人別管理資産を移換することができるものであるときは、当該加入者の資格を取得した者に係る当該確定給付企業年金の給付に関する事項その他の個人別管理資産の移換に関する事項について、当該加入者の資格を取得した者に説明しなければならない。

第九十六条の十四 法第八十二条の六第二項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した通知書を当該加入者に送付することによつて行うものとする。

一 確定給付企業年金の資産管理運用機関等が個人別管理資産又は解約手当金に相当する額の移換又は引渡しを受けた年月日及びその額

二 令第五十四条の九の規定により確定給付企業年金の加入者期間に算入される期間

(規約型企業年金の終了の承認の申請)

第九十七条 法第八十二条第一項の規定による規約型企業年金の終了の承認の申請は、終了の理由を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣(当該終了の承認に關する権限が第一百二十九条の規定により地方厚生局長

等に委任されている場合にあつては、地方厚生局長等)に提出することによつて行うものとす

る。

一 法第八十四条第一項の同意を得たことを証する書類

(法第八十条の規定による承認の申請)

二 承認の申請前一月以内現在における積立金の額並びに当該時点を法第六十条第三項の事業年度の末日とみなして同項の規定に基づき算定された最低積立基準額及びその算定の基礎を示した書類

(法第八十二条の二第六項の規定による財産の処分の方法)

三 終了後における財産の処分の方法

(法第八十二条の二第六項の規定に基づき企業型年金の資産管理機関に残余財産を移換する場合にあつては、令第五十四条の三第二項の同意を得たことを証する書類)

四 第一条及び第三条の規定は法第八十四条第一項の同意を得る場合について、第八条第二項の規定は前項の申請について準用する。

(基金の解散の認可の申請)

第九十八条 法第八十五条第一項の規定による基金の解散の認可の申請は、解散の理由を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

(認可の申請前一月以内現在における財産目録及び貸借対照表)

二 前号の時点における積立金の額並びに当該時点を法第六十条第三項の事業年度の末日とみなして同項の規定に基づき算定した最低積立基準額及びその算定の基礎を示した書類

(解散後における財産の処分の方法)

三 法第八十二条の二第六項の規定に基づき算定された最低積立基準額及びその算定の基礎を示した書類

(終了時の掛金の一括拠出)

四 法第八十二条の二第六項の規定に基づき算定された最低積立基準額及びその算定の基礎を示した書類

(最低積立基準額を上回る残余財産の分配方法)

五 法第八十二条の二第六項の規定に基づき算定された最低積立基準額及びその算定の基礎を示した書類

(設立の認可の申請)

第九十九条 法第九十一条の七第一項の規定による連合会の設立の認可の申請は、申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

一 規約

(法第九十一条の六第五項に規定する設立の同意を申し出た者の氏名及び住所を記載した書類)

の最低積立基準額を控除した額の分配は、規約で定めるところにより、加入者等に係る責任準備金の額又は最低積立基準額等を勘案して、公平かつ合理的に行われるものとする。

(財産目録等の提出)

(財産目録等の提出)

一 法第六十一条の規定による承認の申請は、金銭をもってしなければならない。

二 清算人は、令第六十一条の規定により供託した場合にあつては、供託書正本の写しを令第六十三条第一項の決算報告書に添付して地方厚生労働大臣に提出しなければならない。

(清算人の就任等の届出)

第一百一条 令第六十二条の規定による供託は、金銭をもってしなければならない。

二 清算人は、令第六十一条の規定により供託した場合にあつては、供託書正本の写しを令第六十三条第一項の決算報告書に添付して地方厚生労働大臣に提出しなければならない。

(清算人の就任等の届出)

第一百二条 事業主等(事業主の死亡により規約型企業年金が終了する場合にあつては、その相続人)は、清算人が就任し、退任し、又は死亡したときは、遅滞なく、その旨を地方厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

(清算人の就任等の届出)

第一百三条 令第六十三条第一項の規定による決算報告書の承認の申請は、決算報告書を地方厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

(清算人の就任等の届出)

第一百四条 令第六十五条の規定による規約型企業年金の事業主の地位を承継した旨の届出は、死亡し又は合併して消滅した事業主の名称、当該事業主の地位を承継した者の名称及び住所、規約番号並びに当該事業主の地位を承継することとなつた理由を記載した届書を地方厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

(清算人の就任等の届出)

第一百四十五条 令第六十五条の規定による事業主の地位の承継に伴う法第四条第一号の事項に係る規約の変更の届出は、前項の届出と同時に行わなければならぬ。

(清算人の就任等の届出)

第一百四十六条 法第九十一条の七第一項の規定による連合会の設立の認可の申請は、申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

一 自己又は連合会以外の第三者の利益を図る目的をもつて、積立金の運用に関し特定の方法を指図すること。

(清算人の就任等の届出)

二 特別の利益の供与を受けて、積立金の管理及び運用に関する契約を締結すること。

(清算人の就任等の届出)

三 特別の利益の供与を受けて、積立金の管理及び運用に関する契約を締結すること。

(清算人の就任等の届出)

第一百四十七条 法第九十一条の十八第四項ただし書の規定による認可の申請は、拠出金の額その他の事業の概要を記載した申請書を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

(清算人の就任等の届出)

第一百四十八条 法第九十一条の七第一項の規定による連合会の設立の認可の申請は、申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

一 規約

(清算人の就任等の届出)

二 法第九十一条の六第五項に規定する設立の同意を申し出た者の氏名及び住所を記載した書類

第一百四十九条 令第五十七条第一項第一号の規定による残余財産の額から同号に規定する終了日

三 創立総会の会議録

(規約の変更の認可の申請)

法第九十一条の八第二項において

(規約の変更の認可の申請)

法第九十一条の八第一項第六号に掲げる年金給付及び一時金の変更に係る規約の認可の申請は、当該年金給付及び一時金の額の算定の方法を示した書類を添えて、厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

(規約の軽微な変更の届出)

法第九十一条の八第二項において

(規約の軽微な変更の届出)

法第九十一条の八第一項第六号に掲げる年金給付及び一時金の変更の内容及び理由を記載した申請書に、法第九十一条の八第一項第六号に掲げる年金給付及び一時金の変更の内容及び理由を記載した申請書を添付して、厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

(規約の軽微な変更の届出)

法第九十一条の八第二項において

(規約の軽微な変更の届出)

法第九十一条の八第一項第六号に掲げる年金給付及び一時金の変更の内容及び理由を記載した申請書を添付して、厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

2 前項の予算は、予算総則、予定損益計算書及び予定貸借対照表に区分して作成するものとする。

3 前項の予定損益計算書には、前々事業年度における実績を基礎とし、前事業年度における貸借対照表を基礎とし、前事業年度における貸借対照表には、前々事業年度の末日における推計を表示しなければならない。

4 第二項の予定損益計算書には、前々事業年度の末日における推計を表示しなければならない。

5 連合会は、令第六十五条の十二第一項の規定により予算の変更の認可を受けようとするときは、変更の内容及び理由を記載した申請書に、当該変更に係る事業計画の変更の内容を示した書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

6 連合会は、第二百四条の二十一において準用する第二百十一条第一項の規定による繰入れを行おうとするときは、第一項の予算又は前項の予算の変更の内容及び理由を記載した申請書に、当該繰入れの計画を示した書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

7 連合会の事業開始の初年度の予算の認可の申請は、第一項の規定にかかるわらず、設立の認可の申請と同時に行わなければならない。

(財務諸表等の提出)

第二百四条の八 連合会は、令第六十五条の十三第一項の規定により貸借対照表、損益計算書及び同項の業務報告書を厚生労働大臣に提出する場合には、次の各号に掲げる書類を添えなければならぬ。

一 責任準備金の額を示した書類及び支払保証経理に係る書類

二 支払準備金の額の計算の明細を示した書類

三 未収収金の明細を示した書類

四 年金経理において決算上生じた剩余额又は不足金の処理の方法を示した書類

(閲覧期間)

第二百四条の九 令第六十五条の十三第二項の厚生労働省令で定める期間は、五年とする。

(業務報告書)

第二百四条の十 令第六十五条の十三第一項の業務報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 業務内容、事務所の所在地、沿革、設立の根柢となる法律が法である旨、主管省庁が厚生労働省である旨その他の連合会の概要

二 役員の定数並びに各役員の氏名、役職、任期及び経歴

三 当該事業年度末及び前事業年度末におけるその職員の定数及び当該事業年度におけるその増減

四 当該事業年度及び過去三事業年度以上の事業年度における業務の実施状況(借入金があるときはその借入先、借入れに係る目的及び金額を含む)。

五 連合会が議決権の過半数を実質的に所有している会社(連合会及び当該会社又は当該会社が他の会社の議決権の過半数を実質的に所有している場合における当該他の会社を含む。以下この条及び第二百四条の十二において「子会社」という)及び連合会(連合会が子会社を有する場合には、当該子会社を含む)が議決権の百分の二十以上、百分の五十以下の実質的所有し、かつ、連合会が人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針に對して重要な影響を与えることができる会社(以下この条及び第二百四条の十二において「関連会社」という)の名称、事務所の所在地、資本金の金額、事業内容、役員の人数、代表者の氏名、従業員数、連合会又は子会社の持株比率及び連合会との関係において「関連会社等」という)の株式であつて連合会が保有するものの明細(関連会社等の名称及び一株の金額並びに所有株数、取得価額、貸借対照表計上額並びに事業年度当初及び事業年度末におけるそれらの状況を含む)。

六 連合会の業務に關連する事業を行つている一般社団法人又は一般財團法人その他の団体(会社を除く)であつて、連合会が出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針に係る決定を支配し、又はそれらに對して重要な影響を与えることができるもの(次号及び第二百四条の十二第七号ハにおいて「関連一般社団法人等」という)の名称、事務所の所在地、基本財産(基本財産に相当するものを含む)を有するときはその額、特番号

七 連合会と子会社、関連会社及び関連一般社団法人等との関係(当該関係を示す系統図を含む)。

八 連合会が対処すべき課題

九 連合会は、毎年三月、六月、九月及び十二月の末日における各四半期ごとの業務についての報告書を作成し、それぞれ翌月十五日までに、厚生労働大臣に提出しなければならない。

二 第百四条の十二 令第六十五条の十三第二項の規定により連合会が提出する書類には、次に掲げる主な費用及び収益の明細

三 イ 国からの補助金等の明細(当該事業年度に国から交付を受けた補助金等の名称、当該補助金等に係る国の会計区分並びに当該補助金等と貸借対照表及び損益計算書に記されている関連科目との関係を含む)。

四 ロ 役員及び職員の給与費の明細

ハ イ及びロに掲げるもののほか、業務の特性を踏まえ重要と認められる費用及び収益の明細(関連一般社団法人等に対し基本財産への出えんその他の出えんを行つているときは、当該法人ごとの出えん額を含む)。

五 資本係に係る出資金の明細

六 関連会社等に対する債権及び債務の明細

七 次に掲げる主な費用及び収益の明細

八 連合会と子会社、関連会社及び関連一般社団法人等との関係(当該関係を示す系統図を含む)。

九 連合会が提出する書類には、次に掲げる主な費用及び収益の明細

一 氏名、性別、生年月日、住所及び基礎年金番号

二 脱退一時金相当額、その算定の基礎となる期間並びに当該期間の開始日及び終了日

三 中途脱退者が負担した掛金がある場合については、本人拠出相当額

四 確定給付企業年金の加入者の資格の喪失の年月日

二 第百四条の十四 令第六十五条の十四の規定による給付金の額の算定に関する基準

三 第百四条の十五 令第六十五条の十九第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があったときは、当該申出を受けた事業主等は、連合会に對し、当該中途脱退者に係る次に掲げる事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電子的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。

四 第百四条の十六 令第六十五条の十九第一項の規定により事業主等が資格喪失者に脱退一時金相

第三項 第三条 第十三 項	第三 条 第十 三 項 第一 項	第三 条 第 三 三	
遺族給付金 事業主等 連合会	法第九十三条の 規定により事業 主等から情報の 収集に関する業 務を委託され た	第三十条第一項	脱退一時金相当額等の額（リスク分担型企業年金の場合にあつては当該脱退一時金相当額等の額に移換を受けたときの調整率及び一時金の支給の請求をしたときの調整率に応じて規約で定めるところにより算定した率を乗じた額）
連合会	連合会	第四項 第九十一条の二十 九	脱退一時金相当額、残余財産の額若しくは個人別管理資産の額（当該中途脱退者（令第五十条の二第一項に規定する中途脱退者（令第五十二条第一項に規定する終了制度加入者等）及び第九十一条の二十二第二項に規定する終了制度加入者等をいう。）又は企業年金加入者であつた者（法第九十一条の二十三第一項に規定する企業年金加入者であつた者をいう。）の給付に充てる部分に限る。）
法第九十一条の九 第三項、第九十 一条の二十第三項、 第九十一条の二十 一第三項又は第九 十九	連合会		業年金 者に事業主等が 当該確定給付企 業に

第七十二条	第四十一条	第六十五条の十六において準用する 令第四十一条
第七十三条	第七十条	第一百四十四条の二十一において準用する 令第四十三条
第七十四条	第七十一条	第一百四十五条の十六において準用する 令第四十五条
項 第四十二条第二項 第四十二条第二項 第四十二条第二項	「基金」と読み替 える 「基金」と読み替 える 「連合会」と読み替 える	第一百四十五条の規定による規約で定める日とあるのは「当該の属する月の翌々月の初日」である。この規定による規約で定める日とあるのは「当該の属する月の翌々月の初日」である。この規定による規約で定める日とあるのは「当該の属する月の翌々月の初日」である。
項 第四十二条第二項 第四十二条第二項 第四十二条第二項	「基金」と読み替 える 「基金」と読み替 える 「連合会」と読み替 える	第一百四十五条の規定による規約で定める日とあるのは「当該の属する月の翌々月の初日」である。この規定による規約で定める日とあるのは「当該の属する月の翌々月の初日」である。この規定による規約で定める日とあるのは「当該の属する月の翌々月の初日」である。

第四十四条第二	号第一項第十七	号第二項第十四	号第三項第十一	号第四項第十	号第五項第九	号第六項第八	号第七項第七	号第八項第六	号第九項第五	号第十項第四	号第十一項第三	号第十二項第二	号第十三項第一	号第十四項第十七	号第十五項第十八	号第十六項第十七	号第十七項第十七	号第十八項第十七
第六十五条の十六において準用する 令第四十四条第二	号第一項第十七	号第二項第十四	号第三項第十一	号第四項第十	号第五項第九	号第六項第八	号第七項第七	号第八項第六	号第九項第五	号第十項第四	号第十一項第三	号第十二項第二	号第十三項第一	号第十四項第十七	号第十五項第十八	号第十六項第十七	号第十七項第十七	号第十八項第十七
第六十五条の十六において準用する 令第四十四条第二	号第一項第十七	号第二項第十四	号第三項第十一	号第四項第十	号第五項第九	号第六項第八	号第七項第七	号第八項第六	号第九項第五	号第十項第四	号第十一項第三	号第十二項第二	号第十三項第一	号第十四項第十七	号第十五項第十八	号第十六項第十七	号第十七項第十七	号第十八項第十七
第六十五条の十六において準用する 令第四十四条第二	号第一項第十七	号第二項第十四	号第三項第十一	号第四項第十	号第五項第九	号第六項第八	号第七項第七	号第八項第六	号第九項第五	号第十項第四	号第十一項第三	号第十二項第二	号第十三項第一	号第十四項第十七	号第十五項第十八	号第十六項第十七	号第十七項第十七	号第十八項第十七

第十八条		第二項		第二項		第二項		第二項		第二項		第二項		第二項		第二項			
第九条	第八条	第五项	第八条	第五项	第八条	第五项	第八条	第五项	第八条	第五项	第八条	第五项	第八条	第五项	第八条	第五项	第八条	第五项	
に当該時点を法	積立金の額並び	基金	項目	第八十五条第一項	加入者等	事業主等	加入者等の個人	加入者等の氏名	事業主等	事業主等	は	第六十五条第一項及び第二項又	第六十五条第一項及び第二項又	事業主等は、當該確定給付企業	年金の	事業主等は、當該事業主及び	基金	号第一項第一条	号第一項第一条
積立金の額	連合会	連合会	第二項	第九十一条の三十一	中途脱退者等	連合会	人	中途脱退者等の個	中途脱退者等の氏名	中途脱退者等（法第九十一条の二十 七第一項に規定す る中途脱退者等を いう。）の氏名	連合会	連合会	五において準用す	第九十一条の二十 五において準用す	連合会は、	連合会	連合会	号第一項第一条	号第一項第一条

項 第十 四 条 百	項 第十 三 条 百	三 条 百	二 条 百	項 第一 二 条 百	項 第一 一 条 百	條 百
業務 經理	及 び業 務 經 理	地 方厚 生局 長等	項 第六 十三 条第 一	地 方厚 生局 長等	地 方厚 生局 長等	地 方厚 生局 長等
共同 運用 經理 は法 第九 十一 条の 十八 第四 項第一 号に規 定する 事業 に關す る取 引を 經理 する	福 祉 事 業 經 理、 共 同 運 用 經 理、 繼 続 投 資 教 育 事 業 經 理、 共 濟 經 理及 び業 務 經 理	厚 生 勞 働 大 臣	第六 十五 条の 十六 において準用する	厚 生 勞 働 大 臣	連 合 會	厚 生 勞 働 大 臣
第六十条第三項 の事業年度の末 日とみなして同 項の規定に基づ き算定した最低 積立基準額及び その算定の基礎	第六十一条 地方厚生局長等	第六十一条 地方厚生局長等	第六十五条の十六 において準用する	第六十五条の十六 において準用する	第六十五条の十六 において準用する	第六十五条の十六 において準用する
第六十条 第六十五条の十六 において準用する	令第六十一条 厚生労働大臣	令第六十一条 厚生労働大臣	令第六十三条第一 項 第六十五条の十六 において準用する	令第六十三条第一 項 第六十五条の十六 において準用する	令第六十三条第一 項 第六十五条の十六 において準用する	令第六十三条第一 項 第六十五条の十六 において準用する

（企業型年金加入者であった者への連合会の説明義務）	第百五条	第七十一条	第七十条	提出しなければならない
	し書	第七十一条ただし書	第六十五条の十六	第六十五条の十六において準用する
（積立金の確定給付企業年金への移換の申出等）	令第七十条	令第七十七条	令第七十条	提出しなければならない
	し書	第六十五条の十六	第六十五条の十六において準用する	提出しなければならない

第一百四条の二十二 令第六十五条の二十の規定により連合会が企業型年金加入者であった者に個人別管理資産の移換に関して必要な事項について説明するときは、確定拠出年金法第五十四条の五第一項の規定による個人別管理資産の移換の申出の手続その他の個人別管理資産の移換に関する判断に資する必要な事項を説明しなければならない。

（積立金の確定給付企業年金への移換の申出等）

第一百四条の二十三 法第九十一条の二十七第一項の規定による積立金の移換の申出があつたときは、連合会は、事業主等に対し、当該中途脱退者等（同項に規定する中途脱退者等をいう。以下同じ。）に係る次に掲げる事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。
一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号
二 積立金の額（第一百四条の十五又は第一百四条の十八第一項の規定により本人拠出相当額を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録媒体を提出され、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法による提供を受けている場合にあっては、当該本人拠出相当額の合計額を含む。）
三 第百四条の十五第二号に掲げる脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間又は第一百四条の十八第一項第一号に掲げる終了した確定給付企業年金の加入者期間（次号及び次条第一項第三号において「算定基礎期間等」といふものとする。）

四 算定期間等の開始日及び終了日

法第九十一条の二十七第五項の規定による通知書知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該中途脱退者等に送付することによつて行うものとする。

一 資産管理運用機関等が積立金の移換を受けた年月日及びその額
二 令第六十五条の二十二の規定により確定給付企業年金の加入者期間による積立金の移換の申出があつたときは、連合会は、企業型記録関連運営管理機関等又は国民年金基金連合会に対し、当該中途脱退者等に係る次の各号に掲げる事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。

一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号
二 積立金の額
三 算定基礎期間等の開始日及び終了日
法第九十一条の二十八第四項の規定による通知書を当該中途脱退者等に送付することによって行うものとする。

一 企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会が積立金の移換を受けた年月日及びその額
二 確定拠出年金法第五十四条の二第二項又は連合会から移換する積立金の額)

第一百四条の二十五 連合会が法第九十一条の二第二項の規定により通算加入者等期間に算入される期間

第七十二条の二第二項の規定により計算した額

二 連合会が移換を受けた当該中途脱退者等に係る脱退時金相当額、残余財産の額又は個人別管理資産の額（当該中途脱退者等の給付に充てる部分に限る。）

（脱退時金相当額の算定の基礎となつた期間等の一部を老齢年金給付の額の算定の基礎として用いる際等の算定方法）

第一百四条の二十六 令第六十五条の二十二の規定により、同条に規定する期間（以下この条において「算定基礎期間等」という。）を当該中途脱退者等に係る加入者期間に算入するときは、次の各号に掲げる要件を満たす算定方法によらなければならぬ。

一 確定給付企業年金の規約に照らして当該移換された積立金の額の算定の基礎となる期間を算定すること。ただし、算定された期間が算定基礎期間等を超える場合にあつては、当該算定基礎期間等とすること。
二 算定基礎期間等を合算しないこととする場合にあつては、確定給付企業年金の加入者であつた期間が一年未満である者に限り、その旨を規約で定めること。
三 その他当該中途脱退者等について不当に差別的なものでなく合理的な計算方法であると認められること。（中途脱退者等への事業主等の説明義務）
第一百四条の二十七 令第六十五条の二十三の規定により、事業主等が加入者の資格を取得した者に積立金の移換に関する必要な事項について説明するときは、次の各号に掲げる事項を説明しなければならない。
一 令第六十五条の二十一第一項の規定による積立金の移換の申出の期限及び当該申出の手続
二 令第六十五条の二十二の規定により加入者期間に算入する期間及びその算定方法
三 前条第二号の規約を定めている場合にあっては、その旨及びその概要
四 その他積立金の移換に係る判断に資する必要な事項

第九章 指定法人（指定の申請）

第一百五条 令第六十七条第一項の規定による指定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

一 法人の名称及び主たる事務所の所在地
二 役員の氏名及び住所
三 法第九十七条第二項に規定する年金数理人（以下「年金数理人」という。）の氏名及び住所

第一百六条 指定法人は、毎事業年度開始前に、当該事業年度の事業計画書及び収支予算書を厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第一百七条 指定法人は、毎事業年度終了後三月以内に、当該事業年度の事業報告書及び貸借対照表及び損益計算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

第一百八条 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

一 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
二 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（帳簿）
三 年金数理人が第百十六条の二第一項に定める要件に適合することを証する書類
四 資本金の額

第一百九条 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

第五章 次に掲げる事項を記載した書類

一 設備
二 受託業務に類似する業務の実績
三 受託する業務以外の業務を行つていける場合には、その業務の概要

第六章 計算の届出

一 令第六十七条第一項に規定する指定法人（以下「指定法人」という。）は、前条第一項各号に掲げる事項又は同条第二項第一号、第二号若しくは第五号に掲げる書類に記載している事項（同号ロに掲げる事項を除く。）に変更があつた場合にあつては、十四日以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。（受託業務規程）

第七章 指定法人

一 指定法人は、受託業務に関する規程を定め、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

二 前項の規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 年金数理人その他の受託業務に携わる者の業務の処理に関する事項

二 受託業務に係る書類の保存に関する事項

三 受託業務についての報酬に関する事項

四 前二号に掲げるもののほか、受託業務に關し必要な事項

第八章 指定法人（指定の申請）

一 法人の名称及び主たる事務所の所在地
二 役員の氏名及び住所
三 法第九十七条第二項に規定する年金数理人（以下「年金数理人」という。）の氏名及び住所

第九章 指定法人（指定の申請）

一 法人の名称及び主たる事務所の所在地
二 役員の氏名及び住所
三 法第九十七条第二項に規定する年金数理人（以下「年金数理人」という。）の氏名及び住所

第十章 雜則

一 事業主等から委託される業務（以下「受託業務」という。）を行うための要員及び（経理の原則）

二 受託業務に於ける資本の運用の結果の概要

三 受託業務の結果の概要

第一百十条 事業主等は、その事業（規約型企業年金の事業主にあつては確定給付企業年金の事業に限る。）の財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。

第一百十一条 基金は、前事業年度の末日ににおける積立金の額が責任準備金の額又は最低積立基準額のいずれか大きい額を上回るときは、当該上回る額に相当する額を限度として、年金經理から業務經理へ繰り入れることができる。

第一百十二条 年金經理において決算上の不足金を生じたときは、これを別途積立金として積み立てなければならない。年金經理において決算上の不足金を生じたときは、翌事業年度にこれを繰り越すものとする。

第一百十三条 年金經理において別途積立金を取り崩してこれに充て、なればならない。

第一百十四条 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

一 業務の委託を受けた事業主等の名称
二 業務の委託を受けた年月日

第一百十五条 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書

第一百十六条 令第六十五条の二十二の規定により、同条に規定する期間（以下この条において「算定基礎期間等」という。）を当該中途脱退者等に係る加入者期間に算入するときは、次の各号に掲げる要件を満たす算定方法によらなければならぬ。

一 基金の業務經理において決算上の剩余金又は不足金を生じたときは、翌事業年度にこれを繰り越すものとする。

七 法第七十五条第一項に規定する権限（分割された全ての規約型企業年金が簡易な基準に基づく確定給付企業年金である場合に限る。）

八 法第七十九条第一項及び第二項に規定する権限（同条第一項に規定する移転確定給付企業年金及び承継確定給付企業年金が簡易な基準に基づく確定給付企業年金である場合に限る。）

九 法第八十四条第一項に規定する権限（終了する規約型企業年金が簡易な基準に基づく確定給付企業年金である場合に限る。）

十 法第八十六条に規定する権限

十一 法第八十九条第四項に規定する権限（基づく確定給付企業年金が簡易な基準に基づく確定給付企業年金である場合に限る。）

十二 法第九十条第一項、第四項及び第五項（同項に規定する権限にあっては、清算人の解任に係る確定給付企業年金が簡易な基準に基づく確定給付企業年金である場合に限る。）

十三 法第一百条第一項に規定する権限

十四 法第一百一条第一項に規定する権限

十五 法第一百二条第一項に規定する権限

十六 法第一百二条第二項、第三項及び第六項に規定する権限（規約の変更の命令又は承認の取消しに係る確定給付企業年金が簡易な基準に基づく確定給付企業年金である場合に限る。）

十七 令第四十二条第二項に規定する権限

十八 令第六十条に規定する権限

十九 令第六十三条第一項に規定する権限

二十 令第六十五条に規定する権限

二十一 令第七十一条に規定する権限

二法第一百四条第二項及び令第七十二条第二項の規定により、前項各号に掲げる権限は、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が前項第十二号及び第十四号から第十六号までに掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

（管轄地方厚生局長等）

第三百二十二条 前条の規定により委任された地方厚生局長等の権限は、管轄地方厚生局長等が行うものとする。ただし、管轄地方厚生局長等以外の地方厚生局長等が前条第一項第十二号、第十四号から第十六号までに掲げる権限を行うことを妨げない。

二 前項に規定する管轄地方厚生局長等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 規約型企業年金の場合 実施事業所（二以上実施事業所で一の規約型企業年金を実施

事業年度の末日が平成 二十七年三月三十一日 から平成二十八年三月 三十日までの間		事業年度の末日が平成 二十八年三月三十一日 から平成二十九年三月 三十日までの間		事業年度の末日が平成 二十九年三月三十一日 から平成三十一年三月 三十日までの間		事業年度の末日が平成 三十一年三月三十一日 から平成三十二年三月 三十日までの間	
事業年度の末日が平成二十 七年三月三十一日から平成 二十八年三月三十日までの間	事業年度の末日が平成二十 八年三月三十日までの間	事業年度の末日が平成二十 九年三月三十日からの間	事業年度の末日が平成二十 六年三月三十日までの間	事業年度の末日が平成二十 五年三月三十日からの間	事業年度の末日が平成二十 四年三月三十日までの間	事業年度の末日が平成二十 三年三月三十日までの間	事業年度の末日が平成二十 二年三月三十日までの間
六〇・八	四〇・八	二〇・八	〇〇・八	零とする。)に	〇・〇二を乗じて得た額を控除した額(当該額が零未満となる場合にあつては零とする。)に	〇・〇四を乗じて得た額を控除した額(当該額が零未満となる場合にあつては零とする。)に	〇・〇五を乗じて得た額を控除した額(当該額が零未満となる場合にあつては零とする。)に
六〇・九	四〇・九	二〇・九	〇〇・九	零未満となる場合にあつては零とする。)に	〇・〇二を乗じて得た額を控除した額(当該額が零未満となる場合にあつては零とする。)に	〇・〇四を乗じて得た額を控除した額(当該額が零未満となる場合にあつては零とする。)に	〇・〇五を乗じて得た額を控除した額(当該額が零未満となる場合にあつては零とする。)に

事業年度の末日が平成二十一年三月三十一日から平成二十九年三月三十日までの間	九年三月三十一日以降	〇・九	八	〇・九
(簡易な基準に基づく確定給付企業年金の事業主が厚生労働大臣に提出する書類についての経過措置)		〇・一	八	〇・九

(連合会の年金經理から業務經理への繰り入れに係る経過措置)	第三条 当分の間、第一百六十六条第一項の規定中「次のとおり」とあるのは、「次のとおり(法第九十三条の規定に基づき掛金の額の計算に関する業務を委託している事業主が実施する簡易な基準に基づく確定給付企業年金に係るもの)を除く。」と読み替えるものとする。	第四条 令第一条の厚生労働省令で定める場合は、平成二十九年三月三十一日までの間、第一条各号の場合のほか、法附則第二十五条第一項の規定に基づき同項に規定する移行適格退職年金受益者等(以下「移行適格退職年金受益者等」という。)に係る給付の支給に関する権利義務を承継した事業主等が、当該権利義務を承継した日から起算して五年を経過していない場合とする。ただし、当該権利義務の承継に係る確定給付企業年金が受託保証型確定給付企業年金である場合には、当該確定給付企業年金が終了するまでの間とする。	第五条 令第四条第二号(令第七条の規定により準用する場合を含む。)の厚生労働省令で定める理由は、平成二十四年三月三十一日までの間、第五条各号の理由(令第四条第二号の規定を令第七条の規定により準用する場合にあっては、第十二条各号の理由)のほか、事業主等が法附則第二十五条第一項の規定に基づき移行適格退職年金受益者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継する場合であって、給付の額を減額することにつきやむを得ない事由があることとする。	第六条 法附則第二十五条第一項の規定に基づき移行適格退職年金受益者等に係る給付の支給に関する権利義務の承継の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。
(当該承認等に関する権限が附則第二十一条の規定により地方厚生局長等に委任されている場合における権利義務の承継の申請)	第七条 法附則第二十五条第一項の規定に基づき移行適格退職年金受益者等に係る給付の支給に関する権利義務の承継の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。	第八条 法附則第二十五条第一項の規定に基づき移行適格退職年金受益者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継した事業主等に係る確定給付企業年金に対する第四十六条の規定の適用については、同条第一項第一号及び第二項第一号中「二十年」とあるのは、「平成十四年四月一日から移行適格退職年金受益者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継した日までの年数(その期間に一年に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。)」とす。	第九条 法附則第二十五条第一項の規定に基づき移行適格退職年金受益者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継した事業主等に係る確定給付企業年金に対する第五十四条第二項の規定の適用については、当該適格退職年金契約に係る給付の支給に関する権利義務を承継する場合においては、これを切り捨てるものとする。	(適格退職年金から移行した場合の財政計算)

4 第二条及び第三条の規定は、令附則第三条第一項及び第二項において準用する令第五十三条第一項の規定に基づき移行適格退職年金受益者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継する場合において準用する。	第五条の二 連合会は、第一百四条の二十一において準用する第一百十一条第一項の規定にかかわらず、当分の間、厚生労働大臣の承認を受けたときは、年金經理から福祉事業經理又は業務經理へ、繼續投資教育事業經理から業務經理へ、業務經理から繼續投資教育事業經理へ繰り入れることができる。この場合において、第四百四条の二十一の表第七十二条の項中「第一百四条の二十一において準用する第一百十一条第一項」とあるのは、「附則第五条の二」とする。	第六条 法附則第二十五条第一項の規定に基づき移行適格退職年金受益者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継することとなる厚生年金適用事業所の事業主であつて規約型企業年金を実施しようとするもの及び当該権利義務を承継する基金を設立しようとする事業主は、当該権利義務を承継することとなる日(以下この条において「承継日」という。)前一年以内のいずれかの日又は当該権利義務の承継に係る適格退職年金契約における事業年度の末日(承継日前一年六月以内の日に限る。)を計算基準日として、掛金の額の算定を行うものとする。	第七条 法附則第二十五条第一項の規定に基づき移行適格退職年金受益者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継しようとする場合であつて、当該確定給付企業年金の掛金の額を変更する必要があるときは、当該確定給付企業年金の事業主等は、承継日前一年以内のいずれかの日又は当該確定給付企業年金の事業年度の末日若しくは当該権利義務の移転に係る適格退職年金契約における事業年度の末日(承継日前一年六月以内の日に限る。)を計算基準日として、掛金の額の算定を行うものとする。	(適格退職年金から移行した場合の最低保全給付に関する経過措置)
3 第三条の規定により準用する令第五十三条第二項又は第五項の同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。	第八条 法附則第二十五条第一項の規定に基づき移行適格退職年金受益者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継した事業主等に係る確定給付企業年金に対する第四十六条の規定の適用については、同条第一項第一号及び第二項第一号中「二十年」とあるのは、「平成十四年四月一日から移行適格退職年金受益者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継した日までの年数(その期間に一年に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。)」とす。	第九条 法附則第二十五条第一項の規定に基づき移行適格退職年金受益者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継する場合においては、当該適格退職年金契約に係る給付の支給に関する権利義務を承継する場合においては、これを切り捨てるものとする。	第十条 法附則第二十五条第一項の規定に基づき移行適格退職年金受益者等に係る給付の支給に関する権利義務の承継に係る確定給付企業年金に対する第五十六条第一号の規定の適用については、同号中「二十年」とあるのは、「平成十四年四月一日から当該権利義務を承継した日までの年数(その期間に一年に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。)」とす。	(適格退職年金から移行した場合の積立不足による再計算に関する経過措置)

5 第二条及び第三条の規定により準用する令第五十三条第二項又は第五項の同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。	第十一条 法第百四条第一項の規定により、法附則第二十五条第一項に規定する権限(給付の支給に関する権利義務の承継に係る確定給付企業年金が簡易な基準に基づく確定給付企業年金である場合に限る。)は、地方厚生局長に委任する。	第六条 法附則第二十五条第一項の規定に基づき移行適格退職年金受益者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継した事業主等に係る確定給付企業年金に対する第四十六条の規定の適用については、同条第一項第一号及び第二項第一号中「二十年」とあるのは、「場合並びに附則第七条第二項に規定するとき」とする。	第七条 法附則第二十五条第一項の規定に基づき移行適格退職年金受益者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継した日までの年数(その期間に一年に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。)を	(権限の委任)
2 前項の移行適格退職年金受益者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継する場合であつて、給付の額を減額することを内容とする規約の変更を行ふときは、加入者の給付(受給権を有する加入者の当該受給権に係る給付を除く。)に限り行うものとする。	第八条 法附則第二十五条第一項の規定に基づき移行適格退職年金受益者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継した事業主等に係る確定給付企業年金に対する第四十六条の規定の適用については、同条第一項第一号及び第二項第一号中「二十年」とあるのは、「平成十四年四月一日から当該権利義務を承継した日までの年数(その期間に一年に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。)」とす。	第九条 法附則第二十五条第一項の規定に基づき移行適格退職年金受益者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継する場合においては、当該適格退職年金契約に係る給付の支給に関する権利義務を承継する場合においては、これを切り捨てるものとする。	第十条 法附則第二十五条第一項の規定に基づき移行適格退職年金受益者等に係る給付の支給に関する権利義務の承継に係る確定給付企業年金に対する第五十六条第一号の規定の適用については、同号中「二十年」とあるのは、「平成十四年四月一日から当該権利義務を承継した日までの年数(その期間に一年に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。)」とす。	(権限の委任)

確定給付企業年金法施行規則第百三十九条第一項第三号の規定の適用については、新施行令第八十八条の三第一項第二号中「法第九十一条の二第二項の規定により連合会に移換された脱退時金相当額の算定の基礎となつた期間又は法定第三号の三第一項の終了した確定給付企業年金法等の一部を改正する政令（平成十六年政令第三百八十三号）第一条の規定による改正前の厚生年金基金令（以下この号において「旧令」という。）附則第九条第二項の規定により読み替えるものとする。

既交付者が新法第百十七条の三第一項の規定による申出をした場合にあっては、積立金に係る新確定給付企業年金法施行規則第百四十条第一項第四号中「算定基礎期間等の開始日及び終了の厚生年金保険法（以下この号において「旧法」という。）附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する法律（平成十六年法律第百四十四号）第九条の規定による改正前の厚生年金基金令（以下この号において「旧令」という。）附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する旧法第百六十二条の三第四項の終了した確定給付企業年金の加入者期間」と読み替えるものとする。

既交付者が新法第百十七条の三第一項の規定による申出をした場合にあっては、積立金に係る新確定給付企業年金法施行規則第百四十条第一項第四号及び新確定拠出年金法施行規則第三十条第二項第三号の規定の適用については、新規定により読み替えて適用する旧法第百六十二条の三第四項の終了した確定給付企業年金の加入者期間」と読み替えるものとする。

既交付者が新法第百十七条の三第一項の規定による申出をした場合にあっては、積立金に係る新確定給付企業年金法施行規則第百四十条第一項第四号及び新確定拠出年金法施行規則第三十条第二項第三号の規定の適用については、新規定により読み替えて適用する旧法第百六十二条の三第四項の終了した確定給付企業年金の加入者期間」と読み替えるものとする。

された確定給付企業年金脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間又は同法第九十一条の三第一項」とあるのは「厚生年金基金令等の一部を改正する政令(平成十六年政令第三百八十三号)第一条の規定による改正前の厚生年金基金令(以下この号において「旧令」という。)附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第二百四号)第九条の規定による改正前の厚生年金保険法(以下この号において「旧法」という。)第一百六十条の二第二項の規定により旧法第二百四十九条第一項の厚生年金基金連合会に脱退一時金相当額を交付した確定給付企业年金又は旧令附則第十条第二項の規定により読み替えて適用する旧法第二百六十二条の三第四項」と読み替えるものとする。

附 則 (平成一七年六月三〇日厚生労働省令第一〇五号)

この省令は、平成十七年七月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月二七日厚生労働省令第五〇号)

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月一九日厚生労働省令第六〇号)抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年四月二八日厚生労働省令第一一六号)抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年五月一日から施行する。

附 則 (平成一八年一二月一八日厚生労働省令第二〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年三月一三日厚生労働省令第二二〇号)抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月一二日厚生労働省令第二二号)抄

<p>附 則 (平成二十九年九月二八日厚生労働省令第一一六号)</p> <p>この省令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年九月三十日)から施行する。</p> <p>附 則 (平成一九年九月二八日厚生労働省令第一一八号)</p> <p>この省令は、信託法の施行の日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成二〇年一月四日厚生労働省令第一号) 抄 (施行期日)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成二〇年三月七日厚生労働省令第二九号)</p> <p>この省令は、平成二十年四月一日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成二〇年三月二八日厚生労働省令第五九号)</p> <p>この省令は、平成二十年四月一日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成二〇年六月三〇日厚生労働省令第一二四号)</p> <p>この省令は、平成二十年十月一日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成二〇年九月二九日厚生労働省令第一四五号)</p> <p>この省令は、平成二十年十月一日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成二〇年九月一一日厚生労働省令第一四一号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成二〇年九月二九日厚生労働省令第一六六号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成二〇年一二月三日厚生労働省令第一六七号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成二〇年一二月三日厚生労働省令第一六八号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成二一年一月五日厚生労働省令第一号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p>

この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二一年三月三日厚生労働省令第二四号）

この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二一年七月二七日厚生労働省令第一三四四号）

この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二一年二月二八日厚生労働省令第一六七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年二月二六日厚生労働省令第二〇号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年一二月二八日厚生労働省令第一三〇号）

この省令は、平成二十三年一月一日から施行する。

附 則（平成二三年三月三一日厚生労働省令第三二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年八月一〇日厚生労働省令第一〇四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年一月三一日厚生労働省令第一三号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行し、確定給付企業年金法施行規則第五十八条、第六十三条及び附則第二条の改正規定並びに附則第四条は、事業年度の末日が平成二十四年四月一日以後の決算から適用する。

（検討）

第二条 厚生労働大臣は、この省令の施行後一年を経過した場合において、この省令による改正後の規定の施行の状況、確定給付企業年金制度を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、附則第四条及びこの省令による改正後の確定給付企業年金法施行規則（以下「新規則」という）附則第二条の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(代表事業主による申請手続きに係る経過措置)

第三条

二以上の実施予定期事業所(新規則第四条第一項第五号に規定する実施予定期事業所をいう。)又は実施事業所(新規則第五条第一号に規定する実施事業所をいう。)の事業主が一の確定給付企業年金を実施しようとする場合については、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、新規則第四条第四項及び第八条第二項(新規則第九条第二項、第九十条第二項、第九十一条第二項、第九十四条第七項、第九十五条第六項、第九十六条第五項、第九十七条第二項、第一百二十三条第七項、第一百二十四条第六項、第一百二十五条の二第七項及び第一百二十六条第六項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しないことができる。(回復計画に係る経過措置)

第四条 当分の間、各事業年度の決算における法第六十三条の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、確定給付企業年金法施行規則第五十八条の規定にかかわらず、当該事業年度の翌々事業年度の初日から起算して七年以内の事業年度の末日における積立比率(同条第一項第一号に定める積立比率をいう。)が一・〇以上となるために必要な毎事業年度の掛金の額を見込額として次に定めるところにより計算した額のうち、当該事業年度の翌事業年度に係る額又は同項第一号の額のいずれか小さい額とすることができる。

一 当該事業年度の翌々事業年度以後の積立金の額の見込額の計算に用いる運用利回りは、当該事業年度の末日における最低積立基準額(確定給付企業年金法第六十条第三項に規定する最低積立基準額をいう。以下同じ。)の算定に用いる予定期率、当該事業年度の翌事業年度の末日における最低積立基準額の算定に用いる予定期率又は当該事業年度を含む直近五事業年度における積立金に係る運用利回りの実績の平均若しくは当該確定給付企業年金に係る確定給付企業年金法施行規則第四十条第二項第一号に規定する予定期率のうち最も高い率を上回らないこと。

二 最低積立基準額の見込額の算定に用いる予定期率は、当該事業年度の末日における最低積立基準額の算定に用いる予定期率と当該事業年度の翌事業年度の末日における最低積立基準額の算定に用いる予定期率と当該事

三 当該毎事業年度の掛金の額の見込額は、直近五事業年度における加入者数の実績を用いて、平準的に定められるもの又は前事業年度における掛金の水準の伸びを上回らないよう

第二条

この省令の施行の際現に改正前確定給付企業年金法施行規則様式第三号により使用される証明書については、当分の間、改正後確定給付企業年金法施行規則様式第三号による証明書とみなす。

附 則 (平成二七年三月二六日厚生労働省令第四九号)

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年五月二〇日厚生労働省令第一〇三号)

この省令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年五月二十九日)から施行する。

附 則 (平成二七年九月三〇日厚生労働省令第一五三号)

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成二七年一二月九日厚生労働省令第一六八号)

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成二十八年三月二四日厚生労働省令第三八号)

この省令は、地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十二号)の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二八年三月二四日厚生労働省令第一九〇号)

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年四月八日厚生労働省令第一九一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年一二月二二日厚生労働省令第一一二一號)

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年一月八日厚生労働省令第一一二二号)

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二二日厚生労働省令第七七七号)

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

第三条

この省令の施行の日前に確定給付企業年金法の規定による承認又は認可を受けた規約における同法第七十八条第三項の規約で定める計算方法については、新規則第八十八条の二の規定にかかわらず、当分の間、旧規則第八十八条の二の規定に基づき規約で定めた計算方法を用いることができる。

(様式に関する経過措置)

第二条

この省令の施行の際現に改正前確定給付企業年金法施行規則様式第三号により使用される証明書については、当分の間、改正後確定給付企業年金法施行規則様式第三号による証明書とみなす。

附 則 (平成二八年六月三〇日厚生労働省令第一一二〇号)

この省令は、平成二十八年七月一日から施行する。

附 則 (平成二八年六月三〇日厚生労働省令第一一二一號)

この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

附 則 (平成二八年一二月二二日厚生労働省令第一一二二号)

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年一月八日厚生労働省令第一一二三號)

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年一二月二二日厚生労働省令第一一二四號)

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年一二月二二日厚生労働省令第一一二五號)

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年一二月二二日厚生労働省令第一一二六號)

この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年一二月二二日厚生労働省令第一一二七號)

この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年一二月二二日厚生労働省令第一一二八號)

この省令は、平成三十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年一二月二二日厚生労働省令第一一二九號)

この省令は、平成三十四年四月一日から施行する。

この省令の施行の日前に確定給付企業年金法の規定による改正前の確定給付企業年金法施行規則(次条において「新規則」という。)第五十八条及び第五十九条の規定にかかわらず、第一条の規定による改正前の確定給付企業年金法施行規則(次条において「旧規則」という。)第五十八条及び第五十九条の規定の例によること

<p>1 この省令は、公布の日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この省令は、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度の翌事業年度から適用する。</p>	<p>附 則 (令和二年一二月九日厚生労働省令第一一九七号) 抄 (施行期日) この省令は、公布の日から施行する。</p>
<p>1 この省令は、令和二年十月一日から施行する。 (監事の意見に係る経過措置)</p> <p>2 この省令の施行の際現に存する確定給付企業年金法施行規則第十一条に規定する基金についても、この省令は、令和二年十月一日から施行する。</p>	<p>附 則 (令和二年一二月二五日厚生労働省令第二〇八号) 抄 (施行期日) この省令は、公布の日から施行する。</p>

<p>1 この省令は、令和元年六月二八日厚生労働省令第二〇号抄 (施行期日) この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。(様式に関する経過措置)</p> <p>2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。</p>	<p>附 則 (令和元年六月二八日厚生労働省令第一二二号) 抄 (施行期日) この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。なお従前の例によることとする。</p>
<p>1 この省令は、令和三年九月一日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。</p>	<p>附 則 (令和三年八月一日厚生労働省令第一三五号) 抄 (施行期日) この省令は、公布の日から施行する。</p>

<p>1 この省令は、令和三年九月一日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。</p>	<p>附 則 (令和三年九月二八日厚生労働省令第一五一九号) 抄 (施行期日) この省令は、公布の日から施行する。</p>
<p>1 第一条 この省令は、令和四年五月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>2 第二条 第一条、第三条、第五条及び第六条の規定による契約については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 (令和四年一月二七日厚生労働省令第一五六号) 抄 (施行期日) この省令は、令和四年五月一日から施行する。</p>

<p>1 この省令は、令和二年九月三〇日厚生労働省令第一六四号抄 (施行期日) この省令は、令和二年十月一日から施行する。</p> <p>2 この省令は、令和二年十月一日から施行する。(監事の意見に係る経過措置)</p>	<p>附 則 (令和二年九月三〇日厚生労働省令第一六五号) 抄 (施行期日) この省令は、令和二年十月一日から施行する。</p>
<p>1 第一条 この省令は、令和四年五月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>2 第二条 第一条、第三条、第五条及び第六条の規定による契約については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 (令和四年一月二七日厚生労働省令第一五六号) 抄 (施行期日) この省令は、令和四年五月一日から施行する。</p>

では、この省令による改正後の確定給付企業年金法施行規則第百十七条第四項の規定は、この省令の施行の日から起算して六月を経過した日以後最初に終了する事業年度の翌事業年度から適用する。

二 附 則 (令和五年一二月九日厚生労働省令第一一九九号) 抄
(施行期日)
この省令は、公布の日から施行する。

金規則第七十二条の四の三、第七十二条の四の四第一項及び第二項の読み替えに係る部分に限る。第五十五条第一項及び第五十九条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

四 四 第四条の規定(他制度掛金相当額を規約に定める場合の特例)
四 四 施行日前に、改正政令第一条の規定による改正後の確定拠出年金法施行令第十二条第二号に規定する他制度掛金相当額に関する事項を、財政再計算(確定給付企業年金法第五十八条第一項若しくは第六十二条の規定に基づく掛け金の額の再計算を行うことなく同法第三条第一項に規定する規約に定める場合の当該規約の変更は、確定給付企業年金法施行規則第七条第一項の規定にかかるはずの第二項に規定する同法第七条第二項ただし書の厚生労働省令で定める特に軽微な変更とする)。

四 四 第四条の規定(他制度掛金相当額を規約に定める場合の特例)
四 四 施行日前に、改正政令第一条の規定による改正規定は、公布の日から施行する。

被扶養者一覧表(各団体)	
会員登録の確認状況について 年月 日現在の確認状況をおとします。	
1. 実業団体名 2. 合規会員の名称 3. 当該実業団体に適用される学生会保険の被保険者の数 4. 被扶養者として登録される学生会保険の被保険者のうち該当認定会員の被扶養者 上記のとおり知り合いたいことをお明します。 年月日 厚生労働大臣(署名)(厚生(若年)局長) 殿 実業団体名 実業団体名 事業主名 住所	

株式会社二号(第4項第四種届出)	
明 告	
下の者が被保険者に付ける被保険事業所の現行年金保険の被保険者の通称を代表する者として正當に選ばれた者であることを認証します。	
記	
1. 所 輿	
2. 住 所	
3. 氏 名	
4. 住 所	
5. 連絡方法	
上記のとおり被保険のことを認証します。	
年 月 日	
厚生省安樂保険課 監査課(監査員)印 実務(監査員)名 事業主名 住所	

株式会社第三幸運(新千歳橋)		(表) 三
賃 宅 手 取 申 事 件 賃貸事業所査定書・賃金査定書 企 業 税 連 倍 申 付 申		
賃宅手取申事件番号	第一号	年月日付
賃貸事業所査定書	第三幸運新千歳橋 第一号	年月日
賃金査定書	第三幸運新千歳橋 第一号	年月日
企業税連倍申付申	第三幸運新千歳橋 第一号	年月日
備考欄	備考欄	

(備考) この題は、A列に番の大きさとし、厚紙を用い、中央の底線のところから二つ折とすること。